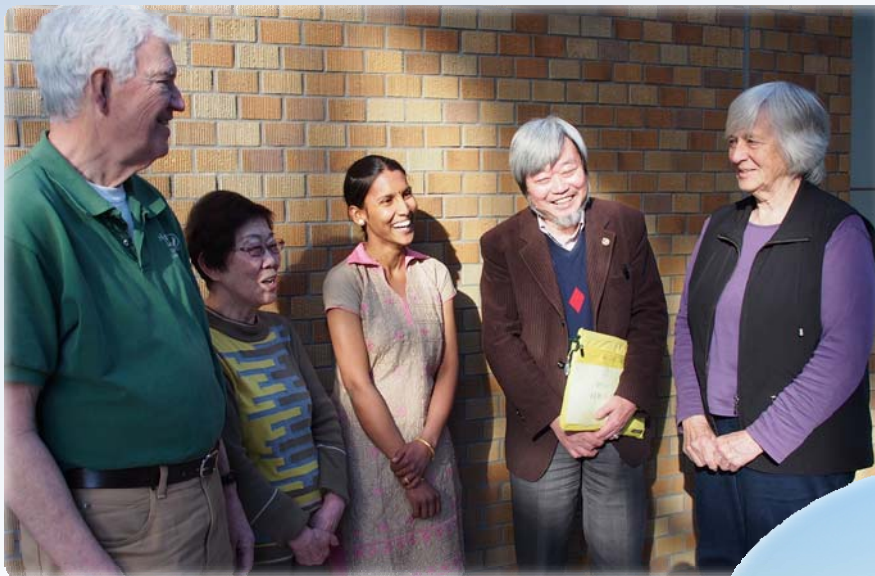


「やさしい日本語」で伝える

分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して
第4版



2017 年 4 月

横浜市 国際局政策総務課

市民局広報課



目次

「やさしい日本語」で伝えるためのポイント集	3
1章 基準について	5
『やさしい日本語』で伝えるは何ですか？	5
だれが作ったのですか？	5
どんな時に役に立ちますか？	5
「やさしい日本語」について話し合う会のメンバー	5
2章 「やさしい日本語」の知識と背景	6
「やさしい日本語」はどんなものですか？	6
「やさしい日本語」はどうして必要なのですか？ 英語だけではいけないのですか？	6
「やさしい日本語」を使うメリットは何ですか？	6
より多くの外国人住民にお知らせすることができる	6
外国語へ訳しやすくなります	7
災害の時にも役立ちます	7
お知らせをするのが速くなる・誰でも外国人住民に情報発信できるようになる	7
誰に「やさしい日本語」で伝えるのですか？（伝えたい人は誰？）	7
【文法】 N4 よりも簡単な文法	8
【語彙】 日本語能力試験 N4 程度（約 1,500 語程度）	8
3章 見比べてみてください	9
4章 『やさしい日本語』で伝える」活用方法	11
基本（「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）	11
1 節 まずは伝えるべきメッセージを決め、情報の取捨選択をします	11
1 伝えるメッセージを絞る	11
2 メッセージを伝える相手は外国人住民に特定する	11
3 「読み手」の目線で情報を整理して伝える	11
4 優先順位の低い説明は削除	11
2 節 4 までできたら、どこに何が書いてあるかを分かりやすくします	12
5 メッセージの結論や一番伝えたい部分は文章の最初を書く	12
6 付番・箇条書	12
3 節 最後に文章の硬さを取るために文章表現を工夫します	12



7 複雑な表現は要点を整理	12
8 名詞句は文に	12
9 メリット・デメリットを伝える（抽象的な表現はせず、具体的に）	12
応用（より伝わる「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）	13
4 節 情報をさらに取捨選択する	13
10 一文＝一義	13
11 例は3つまで	13
5 節 どこに何が書いてあるかをより分かりやすくする工夫	13
12 文書の流れを明確に	13
13 注釈を使いこなす	13
14 イラストや表を活用する	14
15 関連情報は近くに	14
6 節 柔らかい印象にする工夫	14
16 話し言葉調で	14
7 節 一文の中の工夫	14
17 重複は避ける	14
18 主語は書く	14
19 読み手目線で主語を統一	14
20 「類義語」は平易な一語に統一	15
21 擬音語・擬態語（オノマトペ）、世間一般であまり聞かないカタカナ英語は使わない	15
22 難しい文法は使わない	15
8 節 外国人住民を意識した工夫	16
23 読み手が必要な情報	16
24 文化の違いを意識する	16
9 節 Web ページのときの工夫	17
25 リンクの設定	17
語彙（行政がよく用いる用語をやさしくしたい時）※五十音順	18
語釈の共通したルール	49
おわりに	49



「やさしい日本語」で伝えるためのポイント集

伝えるべきメッセージを決め、情報の取捨選択をします

- ☐ 文字は A4 サイズ 1 枚（12 ポイントで 1000 字が目安）以内にまとめる
- ☐ 伝えるメッセージを絞る▶[P11](#)
- ☐ メッセージを伝える相手は外国人住民に特定する▶[P11](#)
- ☐ 「読み手」の目線で情報を整理して伝える▶[P11](#)
- ☐ 優先順位の低い説明は削除▶[P12](#)
- ☐ 例は 3 つまで▶[P14](#)

どこに何が書いてあるかを分かりやすくします

- ☐ メッセージの結論や一番伝えたい部分は文章の最初を書く▶[P12](#)
- ☐ 付番・箇条書▶[P12](#)
- ☐ 文書の流れを明確に▶[P14](#)
- ☐ 注釈を使いこなす▶[P13](#)
- ☐ イラストや表を活用する▶[P15](#)
- ☐ 関連情報は近くに▶[P15](#)

文章の硬さを取るために文章表現を工夫します

- ☐ 一文＝一義▶[P14](#)
- ☐ 複雑な表現は要点を整理▶[P13](#)
- ☐ 名詞句は文に▶[P13](#)
- ☐ メリット・デメリットを伝える（抽象的な表現はせず、具体的に）▶[P13](#)
- ☐ 話し言葉調で▶[P14](#)

一文の中で工夫

- ☐ 重複は避ける▶[P16](#)
- ☐ 主語は書く▶[P16](#)
- ☐ 「類義語」は平易な一語に統一▶[P16](#)
- ☐ 擬音語・擬態語（オノマトペ）、世間一般であまり聞かないカタカナ英語は使わない▶[P17](#)
- ☐ 難しい文法は使わない▶[P17](#)
- ☐ 文化の違いを意識する▶[P19](#)

外国人住民を意識

- ☐ 読み手が必要な情報 [P18](#)
- ☐ リンクの設定 [P19](#)



言葉遣いの表記のルール

- 「～れる（られる）」 → 「～する」
- 「～れる」など → 「～できる（ことができる）」
- 「～い（き、し）、…」など → 「～て（で）」
- 「～しましょう」「～してください」 → 「～してください」
- 「原則として～」、「できるだけ」、「可能な限り」という表現 → 言い切りの形にする(例外があるときは例示するか「詳しくは聞いてください」とする)
- 「～には…しません」 → 「～に…します」
- 「～は～となる」「～を～とする」「～は～である」 → 「AはBです」で統一
- または（又は） → か、や □ もしくは(若しくは) → か、や
- より → から □ あたり(当たり) → で
- のみ → だけ □ 場合 → とき
- につき → で □ なお → （削除）
- にて → で □ および（及び） → （削除）や、（読点）
- （名詞・代名詞を修飾する文が長くなるとき） → 分割もしくは修飾語を削除
- 和暦→西暦で統一 例) 平成 25 年⇒2013 年
- 時間は 24 時間表記 例) 午後 3 時⇒15:00
- 年度を用いるときは最初に言葉が出てきたときに年度の説明をする
例) 「平成 25 年度（2013 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで）」や、
「※年度とは、4 月 1 日から来年の 3 月 31 日のことです。」
- ￥マークは使わず、00 円という表記で統一 例) ￥100⇒100 円
- 金額を表記するときは「実際に支払う金額（消費税などを含む）」を明記する
例) 100 円（消費税がかかります）⇒108 円
- 無料のときは「0 円」と表記する（「無料」「タダ」という表現はしない）
- 例) 利用料金：無料 ⇒利用料金：0 円
書類名や建物名（住所表記以外のとき）は『（二重括弧）』でくる。人名や地名、国名などは必要に応
- じて『（二重括弧）』でくる
例) 『戸籍全部事項証明書』、『ランドマークタワー』

太字は特に大切です。太字は守ってください。



1 章 基準について

「『やさしい日本語』で伝える」は何ですか？

「『やさしい日本語』で伝える」は、ルールです。外国人住民のためにお知らせをするときに「やさしい日本語」でどのように伝えればいいのか分かります。このルールを使えば、すぐに「やさしい日本語」の文章を作ることができると思います。ぜひ「やさしい日本語」でお知らせしてください。



だれが作ったのですか？

私たちは「やさしい日本語」研究グループとルールについて話し合う会を立ち上げました。グループのリーダーは一橋大学の「いおりいさお」先生です。この会が「やさしい日本語」のルールを作りました。



どんな時に役に立ちますか？

このルールは Web でお知らせする時に一番役に立ちます。その時、文字の量は A4 サイズ一枚くらいの量がいいです。なぜなら、スクロールをあまりしないで読めるからです。また、必要最低限のことを伝えるためには A4 サイズ一枚くらいがよいと分かったからです。必要最低限のことは区役所の手続きやいつもの生活の情報などです。



「やさしい日本語」について話し合う会のメンバー

総務局危機管理課	国際局政策総務課	市民局広報課	市民局窓口サービス課
こども青少年局企画調整課	健康福祉局企画課	教育委員会事務局国際教育課	横浜市国際交流協会
総務局行政・情報マネジメント課	財政局税務課	資源循環局 3 R 推進課	教育委員会事務局指導企画課
中区総務課	中区区政推進課	中区地域振興課	鶴見区区政推進課
南区区政推進課			
いおりいさお 一橋大学 庵 功雄 教授	いわたかずなり 聖心女子大学岩田一成准教授	まつしたたつひこ 東京大学松下達彦准教授	



2 章 「やさしい日本語」の知識と背景

「やさしい日本語」はどんなものですか？

「やさしい日本語」は機械的に分かりやすい日本語に言い換えるだけではできません。どうしたら外国人住民にわかりやすく伝えることができるかを考えて、文章の組み立て方を大きく見直します。また、外国人住民が必要な情報を追加します。こうした工夫で「やさしい日本語」ができています。

分かりやすい日本語への言い換え + 文章組み立て方を大きく見直す/必要な情報を追加

「やさしい日本語」はどうして必要なのですか？ 英語だけではいけないのですか？

これから住む国の言葉として日本語を学びたいと考えている外国人住民も少なくありません。しかし、仕事をしながら日本語教室に通って習得するには長い年月が必要です。だから、「やさしい日本語」は外国人住民にお知らせをする言葉として必要なのです。

また、外国人住民に伝えるなら英語を使えばいいと考える人は少なくありません。2012年に横浜市はインタビュー調査を行いました。調査の中で、「外国人は英語ができると思われるためか、英語で話しかけてくれるが母語でないため分からない」という外国人住民の意見がありました。ヨーロッパなどの多くの国の人は英語を話すことができます。

しかし、英語を話すことができても読むことはできません。他にも「前は英語ができたけど、日本語を学ぶうちに英語は忘れてしまった」という外国人住民もいます。このように、英語を読むことができない人は多いのです。

「やさしい日本語」を使うメリットは何ですか？

より多くの外国人住民にお知らせすることができる

2010年に「多言語広報指針」を定めました。「やさしい日本語」と6つの言葉（英語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングル、スペイン語、ポルトガル語）でお知らせします。

横浜市に住んでいる外国人はおよそ8万6千人（2017年2月末現在）です。約160の国と地域から来ています。だから6つの言葉じゃない言葉を話したり、読んだりする人に「やさしい日本語」でお知らせしなければいけません。日本語を学ぶときにも「やさしい日本語」は役に立ちます。

「多言語広報指針」（一部抜粋）

この指針は、外国人住民等に対して、横浜市が情報提供を行う基準（対象、提供する情報の種類、言語等）を定めることにより、多言語による広報を積極的に行い、国際性豊かな多文化共生社会を実現することを目的とする。



外国語へ訳しやすくなります

例えば、日本語から英語に訳すときは、文法を整理してから訳した方が分かりやすくなります。

日本語の文法が難しいと英語にうまく訳すことができません。だから機械翻訳は、自分が思った訳とは違った訳になってしまうことがあります。やさしい日本語は、主語を補います。また、使う文法（P17・18を参照）も少ないです。

だからやさしい日本語から外国語への訳は分かりやすくなります。

日本語

15 歳未満でない人は、申請の対象ではありません。



Person not less than 15 years old, not a target application.



やさしい日本語

14 歳以下の人は、申請の対象です。



14-year-old following of people are subject to the application.

災害の時にも役立ちます

いつも「やさしい日本語」を使うことで、災害の時にも「やさしい日本語」を使うことができます。だから外国人住民が避難できるようになることが期待できます。

高台に避難して！



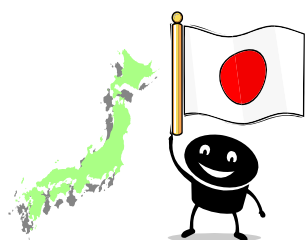
高いところに逃げて！

お知らせをするのが速くなる・誰でも外国人住民に情報発信できるようになる

外国語でお知らせをするときは訳さなければいけません。訳は翻訳会社をお願いすることが多いです。だから、訳を確認するまでに時間がかかります。やさしい日本語は自分で文を作ることができるのでお知らせをするのが速くなります。

誰に「やさしい日本語」で伝えるのですか？（伝えたい人は誰？）

この冊子は、外国人住民の中でも、日本語を学び始めた人に分かりやすく伝えるために作っています。しかし、横浜市の「やさしい日本語」を読むためにはいくつか文法と語彙を知っている必要があります。私たちはその日本語能力を次のように考えています。



【文法】N4 よりも簡単な文法

【語彙】日本語能力試験 N4（旧 3 級）程度（約 1,500 語）



【文法】 N4 よりも簡単な文法

N4 とは、日本語能力試験（※ 1）の認定レベルの 1 つです。この試験はどのくらい日本語ができるかを知ることができるテストです。認定レベル N4 になる人は「基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる」くらいの日本語能力を持った人です。つまり N4 の人は、ある程度の日本語能力があると言えます。

N4 レベルになるにはたくさん勉強の時間が必要です。旧試験の 3 級（N4 とだいたい同じレベル）には約 300 時間の学習が必要です。仕事や家事をしながら 300 時間、勉強するのは難しいです。だから横浜市の「やさしい日本語」を読むためには N4 よりも少し簡単な文法が分かる必要があります。（※ 2）

※ 1 国際交流基金と日本国際教育協会が行います。N1 から N5 までの認定区分があります。一番難しいのが N1 です。一番やさしいのが N5 です。

N4 レベルの問題例「日本語能力試験」 www.jlpt.jp/samples/forlearners.html

※ 2 「やさしい日本語」の研究グループは日本語学習者が簡単に学べるように文法を「STEP1・2」にまとめました。

【語彙】 日本語能力試験 N4 程度（約 1,500 語程度）

やさしい日本語では読む人が分かる語彙を使わなければいけません。しかし、使うことができる語彙が少なすぎると、伝えたいことが表現できません。だから、使用できる語彙を決める必要があります。

N4 レベルのおよそ 1,500 語です。これらの語彙は役所がつくる文書で使うことが多い語彙の 80%を言い換えることができます。

残りの 20%は、N4 レベルの語彙で言い換えることが難しいです。だから同じ量の情報を伝えるためには、N1 までの語彙（6,000 語～10,000 語）も使う必要があります。

しかし、N1 までの語彙は難易度が高いです。だからそのまま使うと読むことができなくなる人が増えます。だから、N1 までの語彙を使う時は N4 程度の語彙で説明を付け加えます（※ 1）。

また、漢字の固有名詞にはルビを振った方がいいです。固有名詞以外の漢字は、適宜ルビを振るようにしてください。

※ 1 N1,N2 の語彙と同じくらい難しい行政用語は、2017 年 3 月 31 日までに、やさしい日本語で用語の説明文を作成する予定です。また行政用語の書き換えを支援するシステムを公開する予定です。

コラム やさしい日本語は日本語学習に役立つ

「やさしい日本語」を読むことは、学習者の日本語理解を深めることができます。

例えば、健康保険には「任意継続」という用語があります。これはやさしい日本語で「会社をやめた後も、自分の意志で会社の健康保険を続けること」と言い換えることができます。これによって「任意継続」を知らなかった日本語学習者が言葉の意味を理解できるようになります。



3 章 見比べてみてください

左ページの A と右ページの B を見比べてみてください。

A

印鑑登録証明書について

■ 印鑑登録証明書をとるには

[印鑑登録証明書の申請書はこちらからダウンロードできます。](#)（PDF:115KB）

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第 7 条に基づき、「区長は、第 6 条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証（カード）が発行されます。

[区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー](#)窓口に、このカードをお持ちください。

申請書にご本人の「住所・氏名・生年月日」を記載し、印鑑登録証明書を請求してください。（郵送で請求することはできません。）

■ 法人の印鑑登録証明書

法人の印鑑登録に関する手続は地方法務局で行ってください。

■ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすれば、印鑑登録証明書などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができるサービスです。サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

■ 広域証明発行

ヨコハマ市は他都市と連携して、広域証明発行サービスを行っています。

■ こんなときは

○登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたときは速やかに区役所登録担当に亡失届を提出してください。また、印鑑登録証を汚損または、き損したときは区役所登録担当に引替交付申請を行ってください。さらに、印鑑登録を廃止したいときは区役所登録担当に廃止申請を行ってください。なお、市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

[印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録証亡失等届出書・印鑑登録廃止申請書・登録印鑑亡失届出書](#)はこちらからダウンロードできます。（PDF：100KB）



B

印鑑登録証明書について

■ 『印鑑登録証明書』

『印鑑登録証明書』は、家や車を買うときなどに必要な書類です。

◆ 証明書の発行（申請）の方法

- 申請できる人 印鑑登録をしている人（代理人でも可能）
- 申請するところ 住んでいる区の[区役所](#)「登録担当」、[行政サービスコーナー](#)
- 申請の時に持ってくるもの [申請書](#)（区役所にあります）(PDF:115KB)、印鑑登録証（カード）

◆ 発行にかかる手数料 300 円（1 通）

◆ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすると『印鑑登録証明書』などを土・日曜日、祝日や休日に指定窓口で受け取ることができます。利用したい人は[区役所](#)に聞いてください。

■ こんなときは[区役所](#)に聞いてください。

登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたとき、印鑑登録証を汚損やき損したとき、印鑑登録を廃止したいとき

※ 市内で引っ越しをしたときには印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

※ 上記内容は、実際に行われている印鑑登録証明書の発行手続きの内容ではありません。

いかがですか？

A も B も印鑑登録証明書について書いてありますが、どちらが分かりやすかったでしょうか？

おそらく B の方が分かりやすいと感じたと思います。

B が「やさしい日本語」の文章です。日本語を学び始めた外国人住民が理解しやすい文章になっています。

B のような文章を作るために特に難しい知識や技術は必要ありません。

P 3・4 に「やさしい日本語」の重要なエッセンスが凝縮されています。

そこを読めば、皆さんはすぐに「やさしい日本語」の文章を作れるようになります。



4 章 「『やさしい日本語』で伝える」活用方法

基本（「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）

3・4 ページの基礎ポイントを解説。各ポイントは、別紙「『やさしい日本語』の例文集」に例文を収録しています。

1 節 まずは伝えるべきメッセージを決め、情報の取捨選択をします

情報の正確性を求めるとき、文章は長くなりやすいです。文章が長くなると、読み手は読んでくれません。伝えるべきメッセージを絞り、読み手を想定して優先順位をつけ、情報の取捨選択を考えます。

表やイラストを除いた文字量を A4 一枚（12 ポイントで 1,000 字程度が目安）に収めることが重要です。

1 伝えるメッセージを絞る

「想定する読み手にどんな行動を促したいのか」という視点からメッセージをメモ帳に書きだしてみると整理しやすいです。

▶パターン：伝えたいことが絞れていないために長くなる文章（例文集 P14）

2 メッセージを伝える相手は外国人住民に特定する

読み手を絞って（外国人住民、企業・団体、マスコミなど）、他の読み手に向けた情報は全て削除します。

▶パターン：文書の読み手が 1 人に絞れていないために、長くなる文章（例文集 P13）

3 「読み手」の目線で情報を整理して伝える

「私たち」が伝えたい情報を書くだけでは、読み手がそれを読んでどうすればいいかわかりません。アピールするのではなく、「読み手」の目線で情報を整理して伝えることが大切です。

▶パターン：「私たちはこんな取組を行っています」というアピール文（例文集 P9）

4 優先順位の低い説明は削除

優先順位の低い説明は削除します。「詳しくは区役所まで」といった記載をするなどの工夫をするといいでしょう。

▶パターン：規則や法律の内容を過不足なく書いてしまい、非常に複雑な内容になっている文章（例文集 P9）



2 節 4 までできたら、どこに何が書いてあるかを分かりやすくします

情報の取捨選択ができれば、分かりやすい印象を与える工夫をします。一番伝えたいことは文章の最初に書きます。また、一文が長くならないようにナンバリングや箇条書きを行うことも大切です。

5 メッセージの結論や一番伝えたい部分は文章の最初に書く

一番伝えたいこと、結論は文章の最初に書きます。

また、重要情報（金額など）は、枠で囲うなど目立つ工夫をすることが大切です。

▶パターン：情報がいろんなところに広く散らばっているため、読み手が情報を読み取れない文章（例文集 P12）

6 付番・箇条書

長くなりそうな解説や手順、細則などを書くときは番号をつけます。対象者が複数いて、分けて説明が必要なときは箇条書で説明してください。

▶パターン：いろんな内容が全て一文でつながる文章（例文集 P7）

3 節 最後に文章の硬さを取るために文章表現を工夫します

行政の文章は硬い印象を読み手に与えることが多いです。内容が専門的だからです。複雑な表現はせず、読み手が理解しやすい語彙や表現を使ってください。文で説明できる(複合)名詞は文に直します。

7 複雑な表現は要点を整理

複雑な文章表現はポイントを整理して作り直します。

（例：「15 歳以上は申請の対象です。」⇒「15 歳未満は申請の対象ではありません。」）

▶パターン：行政によくある複雑な表現をそのまま載せているために読み手が理解できない文章（例文集 P9）

8 名詞句は文に

名詞や複合名詞（例：「水分補給は熱中症予防に有効です。」）は、なるべく文（例：「水をたくさん飲んでください。熱中症の予防になります。」）で表したほうが伝わりやすいです。

▶パターン：文で表現できることを(複合)名詞化することで読み手に伝わりにくくなる文章（例文集 P8）

9 メリット・デメリットを伝える（抽象的な表現はせず、具体的に）

体的にします。制度の説明はメリットとデメリットを簡潔に伝えることが大切です。

▶パターン：制度を抽象的に説明しているため、読み手が必要な情報をとれない文章（例文集 P12）



応用（より伝わる「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）

ここでは、P3・4 のポイントの内、応用的なものについて、解説します。文法の制限やカタカナ語の制限などもありますが、ここまでできればより伝わりやすい文章を書けるようになります。

4 節 情報をさらに取捨選択する

10 一文＝一義

一つの文につき、一つの意味にし、文章は短くしてください。日本語にまだ不慣れな人にとって一文の中から複数の意味をつかむのは、難しいです。

▶パターン：一文に複数の意味が含まれている文章（例文集 P9）

11 例は3つまで

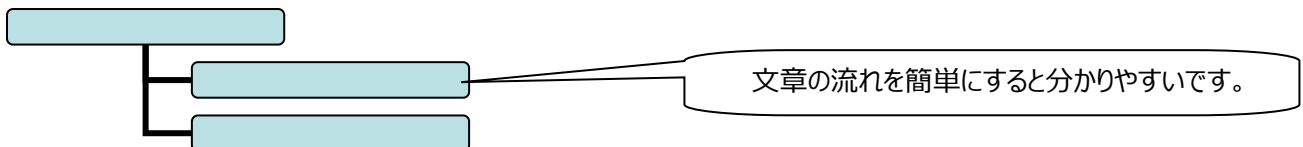
例が多数あるときは、頻度が高い例 1 つから 3 つ程度に限定して書きます。また、無数に例があって紹介しきれないとき（本人確認書類など）は、いくつか絞って例示してください。例示がないと、内容を理解できても実感はしづらいです。

▶パターン：例が多い文章（例文集 P8）

5 節 どこに何が書いてあるかをより分かりやすくする工夫

12 文書の流れを明確に

文書は文の集まりです。各文が分かりやすくても、文書の流れが複雑だと情報を探しにくくなります。樹形図を使い、文章の流れを整理して書いてください。



▶パターン：文章内のつながりが悪く、流れがつかみにくい文章（例文集 P7）

13 注釈を使いこなす

星印や※印を利用して読み手が主文と注釈などを区別できるようにします。

▶パターン：注釈などが主文の中にあり、読み手に一番伝えたい部分が伝わりにくい文章（例文集 P14）



14 イラストや表を活用する

日本語が読めない方でもイラストや表などで意味を理解できることがあります。ただし、イラストなどは文化の違いによって違った意味に解釈されることがあります。また、場所を示すときはできるだけ地図を活用してください。



(例)寿司・鮨

▶パターン：文字だけでは説明しづらい文章（例文集 P11）

15 関連情報は近くに

書類名が文章中に出てきたらその都度、ダウンロードのリンクを貼るようにし、関連情報は同じところにまとめて書くようにしてください。

▶パターン：ダウンロードする書類のリンクが一箇所にまとまっている文章（例文集 P8）

6節 柔らかい印象にする工夫

16 話し言葉調で

文書を書くときは柔らかい表現で（話し言葉調の平易な言葉で）伝えるのがいいです。※ 日本語の中で訓読みでなく、音読みで読まれる語（例：「火事」）。

▶パターン：硬い印象を与える専門用語や漢語(※)、丁寧すぎる敬語など（例文集 P10）

7節 一文の中の工夫

17 重複は避ける

重要情報でない限り重複は避けてください。

▶パターン：何度も同じ内容が繰り返され、読み手にとって負担になっている文章。（例文集 P11）

18 主語は書く

主語は明示してください。しかし、「あなた」は文書の中で頻出する主語なので省略してもかまいません。「あなた」は強調したいときだけ書いてください。

▶パターン：主語がない文章。英語などは主語を省略しないことが一般的です。（例文集 P10）

19 読み手目線で主語を統一

文中で主語が異なると、理解しづらいです。読み手目線で主語を統一してください。

▶パターン：例えば前半は「役所」が主語なのに、後半は「市民」が主語になるような複文（例文集 P9）



20 「類義語」は平易な一語に統一

「相談する、確認する、問い合わせる」は「聞く」で統一するなど工夫をしてください。日本語は他の言語に比べ、細かいニュアンスを伝えるために似たような意味の言葉がいろいろあります。日本語の初級学習者が細かい意味の違いを理解するのは難しいです。

▶パターン：類義語が多い文章（例文集 P10）

21 擬音語・擬態語（オノマトペ）、世間一般であまり聞かないカタカナ英語は使わない

制度の名前（「訪問介護ステーション」など）や世間一般で聞くものを除き、カタカナ語は言い換えてください。それが難しいときは、言葉の説明をします。世間一般で聞くカタカナ語でも、和製英語は使わないでください。例：×インフラ（英語で“infra”「下に」の意味）○インフラストラクチャー

▶パターン：擬音語・擬態語（オノマトペ）、日本語独自の意味を持っているカタカナ語（例文集 P13）

22 難しい文法は使わない

次の文法は初級日本語学習者がまだ学んでいない文法です。これらの文法は言い換えてください。

- ◆ 「～れる（られる）」〈受身文〉→「～する」〈能動文〉

（例文）記赦（きしゃ）された腕章が貸与されます （書き換え文）記した腕章を貸与します

- ◆ 「～れる」など〈可能動詞〉→「～できる（ことができる）」

（例文）子育ても楽しめます。 （書き換え文）子育ても楽しむことができます。

- ◆ 「～い（き、し）、…」〈連用中止法〉など→「～て（で）」〈テ形接続〉

（例文）未然に防ぎ、被害の軽減を… （書き換え文）未然に防いで、被害の軽減を…

- ◆ 「～しましょう」「～してください」→「～してください」

（例文）日光を浴びないようにしましょう。 （書き換え文）日光を浴びないようにしてください。

- ◆ (1)原則として～(2)できるだけ(3)可能な限り、という表現は言い切りの形にする（例外があるときは、例示するか「詳しくは聞いてください」とする）。

（例文）1回の利用期間は原則として7日以内です。

（書き換え文）1回の利用期間は7日以内です（例外があります。詳しくは聞いてください）。

- ◆ 「～には…しません」〈排他文(二重否定を含む。)〉→「～に…します」

A （例文）使わないというわけではありません。 （書き換え文）使うことがあります。

B （例文）～未満の方には適応しません。 （書き換え文）～の方に適応します。

C （例文）～以上のものは対象外です。 （書き換え文）～が対象です。

- ◆ 「～は～となる」「～を～とする」「～は～である」〈名詞述語文（形容動詞も含む。）〉→「AはBです」で統一

A （例文）飼育は、…近隣者に迷惑となります。 （書き換え文）飼育は近隣者に迷惑です。

B （例文）…の耐震補強工事を対象とします。 （書き換え文）…の耐震補強工事が対象です。

C （例文）この施設は、市が国の補助によって建設した公共施設である。

（書き換え文）この施設は、市が国の補助によって建設した公共施設です。



◆（名詞・代名詞を修飾する文が長くなるとき）〈連体修飾〉→分割もしくは削除

（例文）市民相談センターにおいて、以下に掲げる事例のような「どこに相談したらいいかわからない。」という
日常生活における法的な困りごとについて…

（削除例）市民相談センターにおいて、日常生活における法的な困りごとは…

（分割例）市民相談センターにおいて、以下の事例のような日常生活における法的な困りごとは…

◆ 助詞・接続詞などの言い換え

または（又は）	→	か、や	提供 <u>または</u> 使用⇒提供 <u>や</u> 使用
より		から	理由に <u>より</u> ⇒理由 <u>から</u>
のみ		だけ	法人の <u>み</u> ⇒法人 <u>だけ</u>
につき		で	好評に <u>つき</u> ⇒好評 <u>で</u>
にて		で	明細票に <u>て</u> ⇒明細票 <u>で</u>
もしくは（若しくは）		か、や	策定 <u>もしくは</u> 改定⇒策定 <u>や</u> 改定
あたり（当たり）		で	1世帯 <u>あたり</u> ⇒1世帯 <u>で</u>
場合		とき	<u>場合</u> があります⇒ <u>とき</u> があります。
なお		（削除）	<u>なお</u> 、この制度が⇒この制度が
および（及び）		（削除）や、（読点）	加入した人 <u>及び</u> 、75歳になる人 ⇒加入した人、75歳になる人

8 節 外国人住民を意識した工夫

23 読み手が必要な情報

例えば、外国人住民に本人確認資料を示すとき、運転免許証でなく在留カードを示すなど、外国人に向けた内容にすると分かりやすくなります。（例文集 P7）



24 文化の違いを意識する

国によって制度が大きく異なるとき（教育制度、健康保険制度など）や、日本独特の文化は、説明を追加しましょう。次のような概念はあらかじめ書き方を統一してください。（例文集 P12）

◆ 時間について

A 和暦→西暦で統一 例）平成 25 年⇒2013 年

B 時間は 24 時間表記 例）午後 3 時⇒15:00

C 年度を用いるときは最初に言葉が出てきたときに年度の説明をする。

例）「平成 25 年度（2013 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで）」や、「※年度とは、4 月 1 日から来年の 3 月 31 日のことです。」



◆ お金について

A ¥マークは使わず、00 円という表記で統一 例) ¥100⇒100 円

B 金額を表記するときは「実際に支払う金額（消費税などを含む）」を明記する。

例) 100 円（消費税がかかります）⇒108 円

C 無料のときは「0 円」と表記する（「無料」「タダ」という表現はしない）

例) 利用料金：タダ ⇒利用料金：0 円

◆ 固有名詞について

書類名や建物名（住所表記以外のとき）は『(二重括弧)』でくる。人名や地名、国名などは必要に応じて『(二重括弧)』でくる。

例) 『戸籍全部事項証明書』、『ランドマークタワー』

9 節 WEB ページのときの工夫

25 リンクの設定

Web ページで伝えるときはリンク先にも注意が必要です。リンクを設定するときはリンク先のページが分かりやすいかどうかを考えてください。分かりやすいかの基準は「漢字にルビを振っているかどうか」で判断しましょう。漢字にルビがないものでも重要な情報をもつリンク先は必要な部分だけを抜粋してやさしい日本語で書き換えると分かりやすいです。（例文集 P10）



語彙（行政がよく用いる用語をやさしくしたい時）※五十音順

行政がよく用いる用語を「やさしい日本語」を用いて作成した語釈の一覧です（29年4月現在で562語彙を収録）。

語釈の共通したルールなどは一覧の後に解説しています。

	No	語彙	意味
あ	1	あお 青パト	あおいろ くるま み まわ 青色のライトをつけた車でパトロールする（見て回る）こと
	2	あか きょうしつ 赤ちゃん教室	はじめて あか ちゃんを生んだお母さんと赤ちゃんが集まることができること。 ほか お母さんと知り合ったり、子育て（子どもを育てること）について情報を知ることができます
	3	ある 歩きたばこ	ある とき す 歩いている時にたばこを吸うこと
	4	あんしよばんごう 暗証番号	あなたが決める秘密の番号です。電子証明（No.351）を使うときに必要です。
	5	あんしん であわ あんしん電話	いえ きゅう たいちよう わる とき かぞく きんじよ ひと し きかい ひとり しょうがい ひと つか 家で急に体調が悪くなった時、すぐに家族や近所の人にお知らせする機械。一人ぐらしの障害がある人やおとしよりの人が、使います。
	6	あんびかくにん 安否確認	い 生きているかどうか、ケガをしていないかを調べること
い	7	いくじ きょうしつ 育児教室	とう かあ こ そだ おし ほか とう かあ はなし お父さんお母さんが、子どもを育てるためのことを教えてもらったり、他のお父さんお母さんと話ができます
	8	いくじ こうざ 育児講座	こ そだ やくだ はなし き こ とし はん あそ かた 子どもを育てるために役立つ話を聞くことができます。子どもの年にあわせたご飯や遊び方など
	9	いくじ しえん せんたー えん 育児支援センター園	こそだて こ そだ こま そうだん き しょうがくせい ちい こ ひと つか 子育て（子どもを育てること）について困ったことを相談（聞くこと）ができます。小学生より小さい子どもがいる人は使うことができます。
	10	いくじ そうだん 育児相談	こ しんぱい とき そうだん き ほいく じょ やくしよ い そうだん でんわ そうだん 子どものことで心配なことがある時、相談（聞くこと）ができます。保育所や役所に行って相談できます。電話でも相談できます。
	11	いくせい いりよう 育成医療	さい こ びょうき なお とき はら かね すく やくしよ かね だ ぜんぶ びょうき 17歳までの子どもの病気を治す時に払うお金が少なくなります。役所がお金のほとんどを出してくれます。全部の病気やけがではありません。
	12	いぞく きそ ねんきん 遺族基礎年金	こどもが ひと し かぞく こどもがいる人が死んだとき、家族がもらいます。もらえないときもあります。
	13	いちじ たりよう 一時多量ごみ	いちど で 一度にたくさん出るごみ
	14	いちじほいくじぎょう 一時保育事業	しょうがっこう はい まえ こ ほいくえん すこ あいだ あず せわ 小学校に入る前の子どもを保育園に、（少しの間）、預ける（世話をしてもらう）ことができます
	15	いちふたんきん 一部負担金	こくみん けんこう ほけんしよ けんこう ほけんしよ つか びょういん やつきよく い はら かね 国民健康保険証や健康保険証を使って、病院や薬局へ行ったらきに払うお金のことです。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	16	いどう 異動	じゅうしょ 名まえ か とき う とき し とき まえ か しごと けんこうほけん 住所や名前が変わった時や、生まれた時、死んだ時など、前から変わること。仕事をするところの健康保険をやめたり、はいったりすることなど。
	17	いにんじょう 委任状	てつづき ほか ひと ねが とき か しよるい かみ 手続（あなたがやらなければいけないこと）を他の人をお願いする時に書く書類（紙）
	18	いりよう えんじょ 医療援助	くに びょういん くすり かね ひと ちが 国などが病院や薬のお金をだすこと。人によって、わりあい（%）が違います。
	19	いりようきゅうふ 医療給付	なんびょう びょういん い とき はら かね やす 難病などで病院に行った時、払うお金が安くなることがあります。
	20	いりよう きゅうふ せいど 医療給付制度	びょうき やけがの とき くに し かね びょういん い せいど 病気やけがの時に、国や市のお金で病院に行くことができる制度（きまりごと）。
	21	いりようひごうじょ 医療費控除	じぶん かぞく びょういん かね はら しょうとくばい やす 自分や家族のために病院のお金を払ったとき、所得税が安くなること
	22	いりようひ しきゅう しんせい 医療費支給申請	びょういん やつぎく はら かね もど やくしょ てつづき 病院や薬局で払ったお金が戻ってきます。役所で手続します。
	23	いんえい 印影	かみ お かたち 紙に押したはんこの形
	24	いんかん しょうめいしょ いんかん とうろく しょうめいしょ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）	あなたのはんこがあなたのものであるということを証明する（わかるようにする） 書類（紙）
	25	いんかん とうろく いんかん しょうめい 印鑑登録（印鑑証明）	あなたのはんこがあなたのものであるということを役所に登録する（知らせる）こと
	26	いんかん とうろく しょう 印鑑登録証	いんかん とうろく しょうめいしょ 印鑑登録証明書（No.24）をもらうためのカード。印鑑登録した時にもらいます。
	27	いんかん とうろく しょう ぼうしつ とどけ 印鑑登録証亡失届	いんかん とうろく しょう やくしょ し しょうるい かみ 印鑑登録証（No.26）をなくしたことを役所に知らせる書類（紙）
	28	いんかん とうろく はいし しんせい 印鑑登録廃止申請	いんかん とうろく やくしょ し 印鑑登録（No.25）をやめたいと役所に知らせること
う	29	うんちん 運賃	ちかてつ の はら かね バスや地下鉄に乗るときに払うお金
	30	うんてんめんきょしょう じどうしゃ うんてん めんきょしょう 運転免許証（自動車運転免許証）	くるま うんてん わ ほんにん かくにん しよるい しりょう 車を運転してもよいことが分かるカード。本人確認書類（資料）（No.518）のひとつです。
え	31	えいぎょうきょか 営業許可	た もの みせ はじ 食べ物のお店を始めていいよ、ということ
	32	えいぎょうきょかしょう 営業許可証	た もの みせ はじ しょうるい かみ 食べ物のお店を始めていいよ、という書類（紙）
	33	えいぎょうきょか しんせい 営業許可申請	た もの みせ はじ てつづき 食べ物のお店を始めるための手続
	34	えいぎょうきょかしんせいしょ 営業許可申請書	た もの みせ はじ しょうるい かみ 食べ物のお店を始めていいですか、という書類（紙）
	35	えき じむしつ 駅事務室	えき しごと ひと わず もの とき こま そうだん 駅で仕事している人がいるところ。忘れ物をした時や困った時に相談できます。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	36	えきじようか 液状化	じしん じめん かたち か あな あ みず で 地震で地面の形が変わったり、穴が開いたり、水が出たりすること
お	37	おういん 押印	かみ お はんこを紙に押すこと
	38	きやくさま お客様サービスセンター	か とき よこはま あそ とき そうだん きっぷを買う時や横浜で遊ぶ時に相談できます。
か	39	かいがいりようよう ひ 海外療養費	がいこく びようき びよういん い ひと かね 外国で病気やけがをして病院に行った人がもらえるお金。 こくみんけんこうほけん はい びようき なお がいこく い ひと 国民健康保険に入っていないければなりません。病気やけがを治すために外国に行った人はもらえません。
	40	かいご 介護	ふだんの生活にたすけがする人の世話をすること
	41	がいこくじんとうろく 外国人登録	にほん す がいこく じん じゅうしょ とうろく し ねん 日本に住む外国人が住所などを登録する（知らせる）こと。2012年になくなりました。
	42	がいこくじんとうろくしやうめいしよ 外国人登録証明書	がいこくじんとうろく がいこく じん ねん ざいりゆう とくべつ えいじやうしや しやうめいしよ か 「外国人登録」をした外国人がもつカード。2012年から在留カード（No.179）が特別永住者証明書（No.368）に変わりました。
	43	がいこくせき 外国籍	にっぽん いがい こくせき も 日本以外の国籍を持っていること
	44	かいご 介護サービス	かいご ほけん つか 介護保険で使うことができるサービスです。 いえ つか み まわ せわ しせつ う 家で使うことができるサービス（身の回りのお世話など）、施設で受けることができるサービスなどがあります。
	45	かいご しえん せんもんいん 介護支援専門員	「ケアマネジャー」（No.107）のこと
	46	かいごしや 介護者	かいご せいかつ せわ ひと 介護（生活の世話）をする人
	47	かいごふじよ 介護扶助	せいかつ ほご ひと かいご せいかつ せわ ひつよう う 生活保護をもらっている人が介護（生活の世話をすること）が必要になったときに、サービスを受けられます。
	48	かいごほうしゆう 介護報酬	せわ しごと かね おとしよりの世話をする仕事でもらえるお金
	49	かいごほけん 介護保険	とし せいかつ とき う せいど き かね だ あ 年をとって生活ができなくなった時、いろいろなサービスが受けることができる制度（決まりごと）。みんなでお金を出し合います。
	50	かいご ほけん 介護保険サービス	かいご 「介護サービス」（No.44）のこと
	51	かいごほけんしやう 介護保険証	かいごほけん はい しやうめい 介護保険に入っていることを証明する（わかるようにする）カード
	52	かいごほけんせいど 介護保険制度	き 決まりごとです。年をとって生活ができなくなったときに、いろいろなサービスが受けることができます。みんなでお金を出し合います。
	53	かいごよぼう 介護予防	とし げんき 年をとっても、元気でいられるようにすること



	No	こい 語彙	いみ 意味
	54	かいごよぼう 介護予防事業	かいごよぼう べんきょうかい たいそう きょうしつ 介護予防のため、勉強会や、体操の教室などをやります。
	55	かいしゅう 回収	あつ 集めること
	56	かいじょき 介助器具	ほちようき みみ め わる ひと つか どうぐ 補聴器やメガネなど、耳や目などが悪い人が使う道具
	57	かいそく うんてん 快速運転	はや でんしゃ と えき 速い電車。止まらない駅があります。
	58	かいちようび 開庁日	やくしよ あ ひ 役所が開いている日
	59	かたく 家屋	いえ たてもの 家や建物など
	60	きん がく (金) 額	お金がいくらかということ
	61	がくせいのうふとくれい 学生納付特例	かね すく がくせい こくみんねんきん かね はら てつづ お金が少ない学生は国民年金のお金を払わなくてもいいです。手続きをしなればいけません。
	62	かくていしんこしよ 確定申告書	しやとくぜい はら き しよるい かみ 所得税をいくら払うかを決める書類 (紙)
	63	がくどうほいく 学童保育	じゅぎょう 小学生が授業が終わったあと、仕事をしている親 (お父さん、お母さんなど) がむかえに来るまで自分の家の代わりにいることができるところ。 せ話をする人もいて、みんなで遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりして一緒にいろいろなことをします。
	64	かぜい 課税	やくしよ ぜいきん き 役所が税金を決めること
	65	かぜいしやうめいしよ 課税証明書	ねんかん しやとく じゅうみんぜい しよるい かみ こてい さんぜい 1 年間の所得と住民税をわかるようにする書類 (紙)。固定資産税のものもあります。
	66	かぜい ひやうじゅがく 課税標準額	ぜいきん けいさん ちと きんがく 税金がいくらになるかということを計算するための基の金額
	67	かそう まいそう きやうしやう 火葬 (埋葬) 許可証	し ひと や う しよるい かみ しぼうとどけ だ やくしよ 死んだ人を焼いたり埋めたりしてもよいことがわかる書類 (紙)。死亡届 (No.215) を出すと役所でもらえます。
	68	がくく つうがく くいき 学区 (通学区)	す ばしよ にやうがく しやうがっこう ちやうがっこう き ばしよ ちいき 住んでいる場所で入学する小学校と中学校が決まっています。その場所 (地域、エリア) のこと
	69	がっこう うんえい きやうぎかい 学校運営協議会	がっこう ちか す ひと がっこう こ おや どう かあ 学校の近くに住んでいる人や、その学校の子どもの親 (お父さん、お母さんなど) などが、よい学校にするために話し合う会
	70	がっこう かいまう 学校開放	がっこう ちか す ひと がっこう たいいくかん こうてい きやうしつ つか 学校の近くに住んでいる人などが、学校の体育館やグラウンド (校庭)、教室などを使うこと
	71	がっこう 学校カウンセラー	こころ わ ひと ふとうこう ぼうりやく ちから ことば ひと こま とき こ どもや お父さん お母さんの話を聞いてくれます
	72	がっこう きやうぎやうび 学校休業日	がっこう やす ひ どのび にちやうび なつやす 学校が休みの日。土曜日、日曜日、夏休みなど



	No	こい 語彙	いみ 意味
	73	かてい 家庭ごみ	いえ で 家から出るごみ
	74	かてい しえん そうだん 家庭支援相談	こ そだ ひと そうだん き あか さい こ 子どもを育てている人が相談（聞くこと）ができます。赤ちゃんから18歳までの子どもについてです。
	75	かていきほいくじじょう 家庭的保育事業	よこはまし き ひと かていきほいくじん いえ さい こ にんあず せわ 横浜市が決めた人（家庭保育福祉員）の家などに、0～2歳の子どもを3～5人預ける（世話をしてもらう）ことができます
	76	かていきほいくふくしん 家庭保育福祉員	よこはまし き ひと しかく ひと ひと いえ さい こ にんあず せわ 横浜市が決めた人（資格がある人）。その人の家などに、0～2歳の子どもを3～5人預ける（世話をしてもらう）ことができます。
	77	から ねんきん 寡婦年金	おつ し とし つま 夫が死んだ時、妻がもらえるかもしれません。もらえないときもあります。
	78	かんきょうえいせい 環境衛生	まわ くうき みず 周りの空気・水などをきれいにすること
	79	がんけんしん がん検診	がん し びょうき はや からだ がん（死ぬかもしれない病気）を早くみつけるために体をみてもらうこと
	80	かんこうしほこう 官公署発行	やくしょ だ しよるい かみ 役所が出した書類（紙）
	81	かんこう しゅうゆう 観光スポット周遊バス「あかいくつ」	よこはまし かんこう はし い ちゅうかがい い 横浜市の観光ポイントを走るバスです。みなとみらいに行くバスと中華街などに行くバスがあります。
	82	かんさつ 鑑札	いぬ とうろく しようめい くびわ ちい ふだ いぬ か とうろく 犬を登録したこと証明です。首輪につける小さな札です。犬を飼うときは登録しなければいけません。
	83	かんせんしやう たいさく 感染症（対策）	ひと びょうき 人にうつる病気
	84	かんぷきん さぎ 還付金詐欺	くやくしょ ひと い かね もど い かね と はんざい わる 区役所の人だと言って「お金が戻ってくる」とうそを言って、お金を取る犯罪（悪いこと）
	85	かんしん 感震ブレーカー	じしん いえ でんき と きかい 地震のときに家の電気が止まるようにする機械
き	86	きさん 起算	ひ かぞ 〇〇した日から数えること れい にゅうこく ひ きさん 例：入国した日から起算して
	87	きつえんきんしちく 喫煙禁止地区	そと す 外でタバコを吸うことができないところ
	88	きゅうえんぶつし 救援物資	さいがい ばいしょ おく た もうふ くすり 災害があった場所へ送る食べものや毛布、薬など。
	89	きゅうじつ きゅうかんしんりょうじょ 休日急患診療所	にちようび しゅくじつ がつ にち がつ にち い びょういん ないか しょうにか 日曜日、祝日、12月30日～1月3日に行くことができる病院。内科と小児科があります。10：00～16:00までです。
	90	きゅうじつ かい 休日保育	にちようび しゅくじつ こ あず とう かあ しごと せわ とし つか 日曜日や祝日に子どもを預けること。お父さんやお母さんが仕事などで世話ができない時に使うことができます。
	91	きゅうよ しょうとく 給与所得	きゅうよ きゅうりょう ふん しょうとく 給与（給料やボーナスなど）の分の所得



	No	こい 語彙	いみ 意味
	92	きょういく そうごう そうだん 教育総合相談センター	いじめ ふとうこう こま とき はなし たす ちから か いじめ、不登校などで困った時に話をきいて、助けてくれる（力を貸してくれる）ところ
	93	きょういく そうだん いん 教育相談員	とう かあ こ がっこう そうだん き ひと く やくしょ お父さんやお母さんが、子どもの学校のことを相談（聞くこと）ができる人です。区役所にいます。
	94	きょうけんびょう 狂犬病	ひと どうぶつ びょうき ひと きょうけんびょう し 人にも動物にもうつるこわい病気。人が狂犬病になると死にます。
	95	きょうけんびょう ぼうふうちゅうしや 狂犬病予防注射	きょうけんびょう いぬ う ちゅうしや 狂犬病にならないように、犬が受ける注射です。
	96	きょうじょ 共助	さいがい たす あ 災害のときのためにみんなで助け合うこと。
	97	きょたくかいごしえんじぎょうしや 居宅介護支援事業者	おとしよりの生活についての仕事をする人。計画をたてます。
	98	きんえん しえん やつきよく 禁煙支援薬局	ひと そうだん くすりや びょういん おし たばこをやめたい人が相談できる薬屋さん。病院も教えてくれます。
	99	きんえんそうだん 禁煙相談	そうだん き ほうほう し タバコをやめたいときに相談（聞くこと）ができるところです。タバコをやめる方法を知ることができます。
	100	きんききようほいく 緊急保育	こま とき しょうがっこう はい まえ こ ほいくじょ にち あず せわ 困った時に、小学校に入る前の子どもを保育所で（14日まで）、預ける（世話をしてもらう）ことができます。 とう かあ きやう びょうき にゅういん とき お父さんやお母さんなどが急に病気になって入院しなければならぬ時など
	101	きんし くいき 〇〇禁止区域	〇〇してはだめなところ
く	102	くいきがい しやうがく とどけ 区域外就学届	よこはまし す こ こくりつ しりつ しょうちゅうがっこう かよ やくしょ だ しよるい かみ 横浜に住んでいる※お子さんが、国立や私立などの小中学校に通うときに役所に出す書類（紙） じゅうみんどうろく ※住民登録がある
	103	グリーンライン	なかやま えき ひよしえき い よこはまし ちかてつ みどり せん 中山駅から日吉駅まで行く横浜市の地下鉄。緑の線です。
	104	くんれん かいじょきぐじよせいせいど 訓練・介助器具助成制度	よこはまし す さい しょうがい こ ほちようき か とき やす てつづき しゅうにゅう おお ひと やす 横浜市内に住む17歳までの障害のある子どもは、補聴器やメガネなどを買う時に、安くなります。手続きしなければなりません。収入が多い人は安くなりません。
け	105	ケアハウス	ひとり せいかつ しんばい せわ ひと さいいじょう やす す しせつ しょくじ ふろ 一人で生活することが心配で、世話をする人がいないおとしより（60歳以上）が安く住むことができる施設。食事がつきます。お風呂があります。
	106	ケアプラン	かいご けいかく つか つか いっしょ かんが 介護サービスの計画です（どのサービスを使いますか、どれだけ使いますか）。ケアマネージャーと一緒に考えます。
	107	ケアマネジャー	おとしよりの生活についての仕事をする人。計画をたてます。
	108	けいじどうしや 軽自動車	ちい くるま 660ccより小さい車
	109	けいじどうしやぜい 軽自動車税	けいじどうしや ひと はら しぜい 軽自動車などを持っている人が払う市税



	No	こい 言葉	いみ 意味
	110	けいとう 系統	ばんごう バスの番号
	111	けいろう 敬老パス	よこはましない ちかてつ なんかい の 横浜市内のバスと地下鉄などに何回でも乗ることができるカード。1年間使うことができます。 よこはまし す さい かね はら 横浜にに住んでいたら、70歳からもらうことができます。このカードをもらうためには、お金を払うときがあります。
	112	けいろ じこく ひょうばんさく 経路時刻表検索システム	よこはまし ちかてつ い かた じかん しら 横浜市のバスや地下鉄での行き方や時間を調べるシステム
	113	けつこん しょうめいしょ 結婚証明書	こんいん しょうめい しよるい かみ 「婚姻（No.166）していること」を証明する（わかるようにする）書類（紙）
	114	げんがく 減額	ぜいきん やす 税金を安くすること
	115	げんがくそち 減額措置	やくしよ ぜいきん やす 役所が税金を安くすること
	116	げんさいこうどう 減災行動	さいがい こま へ おこな 災害のときに困ったことを減らすために行うこと。
	117	けんぜい 県税	けん はら ぜいきん 県に払う税金
	118	げんせんちようしゅうひよう 源泉徴収票	ねんかん きゅうりよう ねんきん はら ぜいきん か しよるい かみ 1年間にもらった給料と年金と、払った税金を書いた書類（紙）
	119	けんばいき 券売機	か きかい きっぷを買うことができる機械
	120	けんみんぜい 県民税	けん じゅうしよ ひと かいしや はら けんぜい 県に住所がある人や会社などが払う県税
こ	121	こういきひなんばしよ 広域避難場所	じしん おおかし いのち まち に 地震での大火事から命を守るために逃げるところ
	122	じゅうみんひよう こういき こうふ （住民票の）広域交付	じゅうみんひよう す やくしよ 住民票（No.234）を住んでいないところの役所でもらうこと
	123	こうがく かいご 高額介護サービス	ようかいご にんてい う ひと かいご ほけん う つき き かね はら とき かね もど 要介護認定を受けている人が、介護保険サービスを受けて、月に決まったお金よりたくさん払った時、お金が戻ってきます。
	124	こうがく りょうようひ 高額療養費	こくみん けんこう ほけん はい ひと ひょういん やつきよく い はら かね つき き きんがく かんがく かせ 国民健康保険に入っている人は、病院や薬局へ行ったとき、払ったお金、月に決まった金額をこえると、こえた金額が返ってきます。 かせ かね く やくしよ し 返ってくるお金があるときは区役所からお知らせがあります。
	125	こうかしようめい 公課証明	こてい しさん かせい だいちよう か しょうめい しよるい かみ せいがく 固定資産課税台帳に書いてあることを証明する（わかるようにする）書類（紙）。税額がわかります。
	126	こうき こうれいしや いりよう せいど 後期高齢者医療制度	さいいじよう ひと さい さい しょうがい ひと せいど き びょういん やつきよく い はら かね すぐ 75歳以上の人や、65歳から74歳で障害がある人のための制度（決まりごと）。おとしよりが病院や薬局に行ったとき、払うお金が少なくなります。
	127	こうき こうれいしや いりよう ひほけんしや しょう 後期高齢者医療被保険者証	こうきこうれいしやいりようせいど はい しょうめい 後期高齢者医療制度に入っていることを証明する（わかるようにする）カード



	No	こい 語彙	いみ 意味
	128	こうきょうしよくあんていじよ 公共職業安定所 (ハローワーク)	しごと さが 仕事を探すことができます。 しつぱうほけん てつづ 失業保険の手続きもできます。
	129	こうけんにん せいねんこうけんにん 後見人 (成年後見人)	せいねんこうけん せいで き か ひと 成年後見制度 (No.293) で決めたあなたの代わりの人
	130	こうじよ 公助	さいがい やくしよ おこな きゅうじよかつどう ひなん ばいしよ ようい 災害のときのために、役所が行うこと。救助活動や避難場所の用意など。
	131	こうせいりりよう 更生医療	しんたいしやうがいしや てちよう も ひと てちよう か しやうがい びやういん 身体障害者手帳を持っている人が、手帳 (ノート) に書いてある障害を病院でみてもらいます。
	132	こうせい ねんきん 厚生年金	かいしや はたら ひと かにゆう 会社で働いている人などが加入します。
	133	こうつう けい 交通系 I C カード (PASMO・Suicaなど)	ちかてつ の つか ばすも すいか 地下鉄やバスに乗るときに使えるICカード。PASMOやSuicaなどがあります。
	134	こうていきりようほけん 公的医療保険	ほけん はい ひやうき とき はら かね すく にほん ひと はい この保険に入っていると病気がけがを なおす時に払うお金が少なくなります。日本では、すべての人が入ります。
	135	こうてき こじん にんしやう 公的個人認証	でんし しやうめい 電子証明 (No.351) のこと
	136	こうふ 交付	やくしよ だ しよるい かみ 役所が出した書類 (紙) やマイナンバーカード (No.522) をもらうこと
	137	こうれいしやきやくたい 高齢者虐待	おとしりをいじめること。暴力をしたり、世話をしなかったり、おとしりが困ることをすること。
	138	こうれい じゆきやうしやしやう 高齢受給者証	びやういん やつきよく はら かね か かみ けんこうほけん はい さい さい ひと 病院や薬局で払うお金のわりあい (%) が書いてある紙。健康保険に入っている 70 歳から 74 歳までの人がもらいます。
	139	こうれい しやうがいしえん か 高齢障害支援課	くやくしよ まどぐち ひと しやうがい ひと そうだん 区役所の窓口の一つ。おとしりや障害がある人のことについて相談できます。
	140	こがた かでん 小型家電	ちい かていよう でんき せいひん けいたい でんわ 小さな家庭用電気製品。携帯電話やデジタルカメラなど
	141	こがた かでん かいしやう 小型家電回収ボックス	ちい でんき せいひん けいたい でんわ き い はこ いらなくなった小さな電気製品 (携帯電話やゲーム機) を入れる箱。リサイクルします。
	142	こくぜい 国税	くに はら ぜいきん 国に払う税金
	143	こくみん けんこう ほけん 国民健康保険	いりよう ほけん ひやういん りやうきん やす かいしやいん ひと はい 医療保険 (病院の料金が安くなります) です。会社員ではない人が入ります。
	144	こくみんけんこうほけんしやう 国民健康保険証	こくみん けんこうほけん はい しやうめい 国民健康保険に入っていることを証明する (わかるようにする) カード
	145	こし 古紙	かみ ほん しんぶん 紙のごみ。いらなくなった本や新聞など



	No	こい 語彙	いみ 意味
	146	古紙オープンヤード	かみ しんぶん ざっし 紙のごみ（新聞や雑誌など）をリサイクルする会社に持って行くことができます。
	147	個人県民税	かね ひと はら けんぜい まえ とし しよく はら き お金をもらった人が払う県税。前の年の所得で、いくら払うかが決まります。
	148	個人事業税	じぶん ひと はら けんぜい 自分でビジネスをする人が払う県税
	149	個人市民税	かね ひと はら しぜい まえ とし しよく はら き お金をもらった人が払う市税。前の年の所得で、いくら払うかが決まります。
	150	個人住民税	こじん しみんぜい こじん けんみんぜい 個人市民税と個人県民税
	151	個人情報	なまえ せいべつ おとこ おんな う ひ じゆうしょ 名前、性別（男か女）、生まれた日、住所のこと
	152	個人番号	「マイナンバー」（No.521）のこと
	153	個人番号カード交付・電子証明書発行 通知書兼照会書（交付通知書）	マイナンバーカード（No.522）を受け取る時に必要なはがきです。申し込みが必要です。
	154	戸籍	にほん こせき ひと やくしょ どうぐく し かぞく じゆうほう なまえ う とし つき ひ 日本の国籍をもつ人が、役所に登録した（知らせた）家族の情報（名前、生まれた年・月・日など）
	155	くやくしょ こせき か （区役所）戸籍課	くやくしょ まどぐち ひと 区役所窓口の一つ。 ひ こ す ばしょ か けっこん こ う とき こせき てつづ 引っ越し（住む場所を変えること）、結婚、子どもが生まれた時など、戸籍（No. 154）などについて手続き（あなたがやらなければいけないこと）をするところです。
	156	こせきこじんじこうしょうめいしょ こせき しょうほん 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	こせき なか いちぶ しょうめい しよくい かみ 戸籍（No.154）の中の一部のひとだけを証明する（わかるようにする）書類（紙）
	157	こせきぜんぶじこうしょうめいしょ こせき どうほん 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	こせき なか ぜんいん しょうめい しよくい かみ 戸籍（No.154）の中の全員を証明する（わかるようにする）書類（紙）
	158	こせき どう しょうほん 戸籍謄抄本	こせき ぜんぶ じこう しょうめいしょ こせき どうほん こせき こじん じこう しょうめいしょ こせき しょうほん 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
	159	こせき ふひょう 戸籍の附票 こせき ふひょう うつ （戸籍の附票の写し）	こせき ひと す しよくい かみ 戸籍（No.154）にのっている人の住んでいたところがわかる書類（紙）
	160	こせきほう 戸籍法	こせき ほうりつ き 戸籍（No.154）の法律（決まり）
	161	こそだ しえん 子育て支援	こ こそだ とき しんはい たいへん とき まわ ひと し たす ちから か 子どもを育てる時に心配なことや大変なことがある時に、周りの人や市が助ける（力を貸す）こと
	162	こていしさんかぜいだいちよう 固定資産課税台帳	こてい しさんぜい ひと とち かおく しょうきやんさん か 固定資産税をはらう人がもっている土地、家屋、償却資産のことを書いたもの
	163	こてい しさんぜい 固定資産税	とち かおく しょうきやんさん ひと はら し ぜい 土地、家屋、償却資産などをもっている人が払う市税



	No	こい 語彙	いみ 意味
	164	くやくしょ (区役所) こ かてい しえん か こ かてい かかり 子ども家庭支援課子ども家庭係	くやくしょ まどぐち ひと こそだて こ そだ ほし けんこう てちよう じどうてあて ほいくえん そうだん き 区役所の窓口の一つ。子育て（子どもを育てること）や母子健康手帳、児童手当、保育園のことを相談（聞くこと）ができます
	165	こ ふ 古布	ぬの 布のごみ。いらなくなった洋服など
	166	こんいん 婚姻	くに ほつりつ き みと けっこん (国が法律（決まり）で認めた）結婚のこと
	167	こんいん とどけ 婚姻届	けっこん とし やくしよ し しよるい かみ 結婚をする時に役所に知らせる書類（紙）
	168	こんいんようけんくびしやうめいしよ 婚姻要件具備証明書	けっこん しやうめい わ しよるい かみ けっこん ひと くに やくしよ だ 結婚できることを証明する（分かるようにする）書類（紙）。結婚する人の国の役所が出します。
	169	あか ほうもん こんにちは赤ちゃん訪問	じどうしいん かあ あか げんき じやうほう 児童委員などがお母さんと赤ちゃんが元気でいられるようにいろいろな情報をくれます。
さ	170	さいがい 災害	じしん おおあめ たいふう こま お 地震、大雨、台風などで、困ったことが起きること
	171	さいがいじきゅうすいじよ 災害時給水所	じしん みず と みず 地震などで水が止まったときに水がもらえるところ
	172	さいがい ちやうい きん 災害弔慰金	かじ じしん おおあめ たいふう し ひと かぞく やくしよ かね 火事や地震、大雨、台風などで、死んだ人の家族が役所からもらえるお金。
	173	さいがい みまい きん 災害見舞金	かじ じしん おおあめ たいふう いえ こわ ひと やくしよ かね 火事や地震、大雨、台風などで、けがをしたり家が壊れたりした人が役所からもらえるお金。
	174	ざいがく しやうめいしよ 在学証明書	がっこう こ せいと がくせい しやうめい その学校の子ども・生徒・学生であることを証明する（わかるようにする）もの。 がっこう い でんしや やす しよるい かみ 学校に行くためのバスや電車で安くなるための書類（紙）です。学校がつくれます。
	175	さいにうふ 再交付	やくしよ だ しよるい かみ ひと いちど おな しよるい かみ いちど こうふ 役所が出した書類（紙）をなくした人が、もう一度同じ書類（紙）をもらうこと。もう一度、交付（No.136）してもらうこと
	176	ざいたく かいご しえん 在宅介護支援センター	ちいき ほうかつ しえん おな 地域包括支援センターとほぼ同じ
	177	ざいたく 在宅サービス	とし ひと しやうがい ひと いえ せいかつ う 年をとった人や障害がある人が、家で生活するために受けられるサービス
	178	さいはつこう 再発行	さいにうふ 再交付（No.175）のこと
	179	ざいりゅう 在留カード	にちいじよう にほん がいく じん にゅうこく かんりきよく 90日以上日本にいる外国人がもつカード。入国管理局でもらえます。
	180	さしおき 差押え	きゅうりよう う あ ちよん いえ じどうしゃ やくしよ ぜいきん か と ぜいきん きげん き ひ はら ひと と 給料や売り上げ、貯金、家、自動車などを役所が税金の代わりに取る。税金を期限（決まった日）までに払わない人から取ります。
し	181	しえい 市営	し 市の



	No	こい 語彙	いみ 意味
	182	しえい にちじょうしゃけん 市営バス1日乗車券	よこはましえい いちにち なんかい の 横浜市営バスに一日何回でも乗れるきっぷ
	183	しかく、しょうがい 視覚障害	め しょうがい ひと 目に障害のある人
	184	しかく、しょうめいしょ 資格証明書	やくしょ だ じぶん なまえ しかく わ うてんめんきょしょう ざいりゅう 役所が出したもので、自分の名前や資格※が分かるもの。運転免許証や在留カードなど。 ※資格…ライセンス
	185	しげん 資源	ちが いちど つか 違うものになって、もう一度使うことができるもの
	186	しげんかいしゅうきょてん 資源回収拠点	しげんぶつ お いつでも資源物を置いておくことができる場所
	187	しげんしゅうだんかいしゅう 資源集団回収	いっしょ かみ めの あつ みんなで一緒に紙や布など、リサイクルできるものを集めること
	188	しげんぶつ 資源物	いちど つか もう一度使うことができるもの
	189	じじょ 自助	さいがい じぶん かぞく いのち せいかつ まち た みず ようい 災害のときのために、自分・家族の命・生活を守ること。食べものや水を用意することなど。
	190	しぜい 市税	し はら ぜいきん 市に払う税金
	191	じちかい ちやうないかい 自治会町内会	ちか す ひと つく だんたい きんじょ もんたい かんが たす あ 近くに住んでいる人たちが作る団体（グループ）。近所の問題を考えたり、助け合ったりします。
	192	じついん 実印	やくしょ いんかんどうろく 役所に印鑑登録（No.25）したはんこ
	193	しつこう 失効	つか こうか 使うことができなくなること。効果がなくなること。
	194	じつび そうどう がく 実費相当額	かね おな かかったお金と同じ
	195	していい 指定医	しんだんしょ いけんしょ か いしや 診断書、意見書を書くことのできるお医者さん。 しんたい しょうがいしや てちよう じかつ しえん いりよう しょうに まんせい とくてい しつべい いりよう きゅうふ ほそうぐ しんせい そうだん 身体障害者手帳、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療給付、補装具などの申請のときに相談します。
	196	していい いりよう きかん 指定医療機関	せいかつほご じかつ しえん いりよう し き びやういん くすり 生活保護や自立支援医療のために市が決めた病院や薬屋さん
	197	していい 指定校	い き しょうがっこう ちゅうがっこう す き 行くことが決まっている小学校と中学校。住んでいるところで決まります
	198	していい ちく がいいゅうがく きよか せいど 指定地区外就学許可制度	よこはまし かよ しょうちゅうがっこう き よこはましりつ がっこう い かよ りゅう ひつよう 横浜市内では通小中学校が決まっています。ほかの横浜市内の学校に行きたいときは、「なぜ通いたいのか」（理由）が必要です。
	199	じてんしゃ ちゅうしやじよう 自転車駐車場	じてんしゃ と 自転車やオートバイを止める（ための）ところ



	No	こい 語彙	いみ 意味
	200	じてんしゃ どう ほうち (自転車等の) 放置	じてんしゃ と お 自転車やオートバイを、止めてはいけなところ※に置いて、そこからいなくなるこ と き みち うえ こうえん こうきょう ばしよ 止めてはいけなところは決まっています。※道の上や公園などの公共の場所
	201	じてんしゃどう ほうち きんしん くいさ 自転車等放置禁止区域	じてんしゃ どう ほうち きんしん くいさ み 「(自転車等の) 放置」「○○禁止区域」(No.490、101を見てください。)
	202	じてんしゃ どう ほうかん ばしよ 自転車等保管場所	やくしよ ほうち じてんしゃどう も 役所が放置自転車等を持っていくところ ほうち じてんしゃどう と かね あなたの放置自転車等を取りにいところ。お金がかかります。
	203	じどう 児童	こ 子ども
	204	じどう いみん 児童委員	せいかつ こ そうだん き ちいさ ひと せいかつ こ そうだん ちいさ ひと こ そうだん ちいさ ひと ①生活や子どもについて、相談(聞くこと)ができる地域の人②生活や子どもについて、相談できる地域の人③子どもについて相談できる地域の人
	205	じどうしゃ けんさ しやう 自動車検査証	くるま けんさ う しるい かみ くるま ち ひと つか ひと なまえ か 車の検査を受けたときにもらう書類(紙)。車を持っている人や使う人の名前が書いてあります。
	206	じどうしゃしゆとくぜい 自動車取得税	くるま じぶん と き ほう けん ぜい 車が自分のものになる時に払う県税
	207	じどうしゃぜい 自動車税	けいじどうしゃ くるま ひと ほう けん ぜい 軽自動車ではない車をもっている人が払う県税
	208	じどうしゃ りんじ うんこう きよか かり 自動車臨時運行許可(仮ナンバー)	とくべつ と き つか ぐやくしよ しんせい 特別にその時だけ使うことができるナンバープレートです。区役所で申請します。
	209	じどう てあ 児童手当	こ そだ ひと やくしよ かね しやうにやう かね ねんれい こ とし か 子どもを育てている人が、役所からもらうことができるお金。収入(もらったお金やもの)と年齢(子どもの年)によって変わります
	210	じどう ふくし しせつ 児童福祉施設	こ めんどう せわ ばしよ たてもの ほうくじよ じどうようこしせつ 子どもの面倒をみる(世話をする)ための場所・建物。保育所や児童養護施設など
	211	じどう ふくし ほう 児童福祉法	こ まも ほうりつ 子どもを守るための法律
	212	じどう ふよう てあて 児童扶養手当	さい こ そだ おや どう かあ かね しやうにやう かね き 18歳までの子どもをひとり育てている親(お父さん、お母さんなど)は、お金をもらうことができます。収入(もらったお金やもの)によって決まります
	213	シニアバス	さいいじよう ひと よこはましえい なんかい の げつ げつ あいだつか の 65歳以上の人が、横浜市営バスに何回でも乗れるきっぷ。3か月か6か月の間 使うことができます。「あかいくつ」には乗れません。
	214	しぼう しんだんしよ 死亡診断書	ひと し か いしや だ しるい かみ 人が死んだことについて書いてある、お医者さんが出した書類(紙)
	215	しぼう とどけ 死亡届	ひと し やくしよ し しるい かみ ひと し だ 人が死んだことを役所に知らせる書類(紙)。人が死んだらすぐ出してください。
	216	しみんぜい 市民税	し じやうしよ ひと かいしや ほう し ぜい 市に住所がある人や会社などが払う市税
	217	しゃかい ふくし きようぎかい 社会福祉協議会	まいにち せいかつ なか こま ひと たす ひと きようりよく ささ だんたい 毎日の生活の中で困っている人を助けるためにいろいろな人と協力して支えていく団体(グループ)。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	218	しゃかい ふくし し 社会福祉士	せいかつ こま ひと たす べんきよう し ひと くに ごうかく ひと 生活に困っている人を助けるための勉強をして、よく知っている人。国のテストに合格した人。
	219	しゅうがく 就学	がっこう はい べんきよう 学校に入って勉強すること
	220	じゅうき かーど じゅうみんきほん だいちよう 住基カード（住民基本台帳カード）	なまえ う ひ じゅうしよ か ねん 名前や生まれた日、住所などが書いてあるカード。2016年にマイナンバーカード（No.522）に変わりました。
	221	じゅうきよひようじ 住居表示	す まち なまえ じゅうしよ ばんごう やくしよ か 住んでいる町の名前や住所の番号を役所が変えること
	222	じゅうきよひようじ へんごう しょうめいしよ 住居表示変更証明書	す まち なまえ じゅうしよ ばんごう やくしよ か しよるい かみ 住んでいるところの町の名前や住所の番号を、役所が変えたことがわかるようにした書類（紙）
	223	しゅうしゅう 収集	あつ 集めること
	224	じゅうしよち 住所地	す ばしよ 住んでいる場所
	225	しゅうせきばしよ 集積場所	あつ ごみを集めるところ
	226	じゅうたく かいしゅうひ 住宅改修費	ようかいご にんてい う ひと いえ せいかつ いえ なお やくしよ ばら かね なお まえ くやくしよ そうだん 要介護認定を受けている人が、家で生活しやすいように家を直したとき、役所が払ってくれるお金。直す前に区役所に相談しなければなりません。
	227	じゅうたくよう かおく しょうめい 住宅用家屋証明	す いえ しょうめい しよるい かみ 住んでいる家だと証明する（わかるようにする）書類（紙）
	228	じゅうたくよう かさい けいほうき 住宅用火災警報器	かじ 火事になりそうとき、音や声で教えてくれるもの。
	229	じゅうとしょうがいしやいりょうしよ 重度障害者医療証	けん ち びようき とき かね えん この券（カード）を持っていると病気やけがをなおす時にお金が0円になります。 からだ こころ おも しょうがい きゅう てちよう も ひと けん つか 体や心に重い障害があって、1級などの手帳を持っている人がこの券を使えます。
	230	じゅうとしんたいしやうがいしや 重度身体障害者	おも しょうがい ひと からだに重い障害がある人です。
	231	じゅうみんきほんだいちようほう 住民基本台帳法	じゅうしよ てつぎ 住所などの手続（あなたがやらなければいけないこと）の法律（決まり）
	232	じゅうみんぜい 住民税	しみんぜい けんみんぜい 市民税と県民税
	233	じゅうみんとうろく 住民登録	す やくしよ とうろく し あなたが住んでいることを役所に登録する(知らせる)こと
	234	じゅうみんひよう じゅうみんひよう うつ 住民票（住民票の写し）	かぞく す しょうめい しよるい かみ じゅうしよ しめい なまえ う ひ あなたや家族が住んでいるところを証明する（わかるようにする）書類（紙）。住所、氏名（名前）、生まれた日など
	235	じゅうみんひようきさいじこうしょうめいしよ 住民票記載事項証明書	じゅうみんひよう えら しょうめい しよるい かみ じゅうしよ しめい なまえ う ひ 住民票にのっていることを選んで証明する（わかるようにする）書類（紙）。住所、氏名（名前）、生まれた日など
	236	じゅうきようけん しや 受給権者	ねんきん ひと 年金をもらうことができる人です。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	237	しゅつさんいっじいちじきん 出産育児一時金	こくみん けんこう ほけん けんこう ほけん はい ひと あか う とき かね 国民健康保険や健康保険に入っている人が、赤ちゃんを産んだ時にもらえるお金
	238	しゅつしょうしやうめいしよ 出生証明書	こ う しやうめい かみ いしや じよさんし あか う ちから か ひと か 子どもが生まれたことを証明する（わかるようにする）紙。お医者さんまたは助産師（赤ちゃんを生むときに力を貸してくれる人）が書きます
	239	しゅつしょうとどけ 出生届	こ う やくしょ し しよるい かみ こ う ひ しゅうかん だ 子どもが生まれたことを役所に知らせる書類（紙）。子どもが生まれた日から2週間のうちに出してください。
	240	しゅつしようれんらくひよう 出生連絡票	あか う やくしょ し 赤ちゃんが生まれたことを役所に知らせるためのはがき
	241	しやうがいきそ ねんきん 障害基礎年金	しやうがい ひと 障害がある人がもらいます。もらえないときもあります。
	242	しやうがいじ しょうがいしや 障害児・障害者	しやうがい ひと 障害のある人
	243	しやうがいしやそうごうしえんぽう 障害者総合支援法	しやうがいしや ほうりつ 障害者のためのサービスについての法律
	244	しやうがいしやてちよう 障害者手帳	しやうがいしや も てちよう 障害者が持つことができる手帳（ノート）。いろいろなサービスや手助けを受けることができます。
	245	しやうがいしや ふくし しせつ 障害者福祉施設	しやうがい ひと す ひる い せいかつ てつだ しごと れんしゅう 障害のある人が住むところや、昼に行くところ。生活を手伝ってもらったり、仕事の練習をしたり、ものをつくりたりするところ。
	246	しやうかいしよ しょうかいぶんしよ 照会書（照会文書）	かくにん しよるい かみ いえ とど 確認する（はっきりする）ための書類（紙）です。家に届きます。
	247	じようかそう 浄化槽	いえ で よご みず 家から出た汚れた水をきれいにするためのタンク
	248	しやうきやくしん 償却資産	なが あいだ つか たと きかい つくえ ビジネスのために長い間、使うもの。例えば、機械や机、イスなど
	249	じやうしや けん 乗車券	きつぷ きつぷ
	250	しやうに いりよう しやう 小児医療証	しやうがっこう ねんせい こ びようき いしや くすり くすり とき も 小学校1年生までの子どもが、病氣やけがで医者にみてもらったり、薬やさんで薬をもらう時に持っています。 も えん かね おお ひと 持っていくと0円になります。ただし、お金が多い人はもらえません
	251	しやうにいりようひじせい 小児医療費助成	こどもが病氣やけがで、病院や薬局に行ったとき、お金が0円になる仕組み。 びようき びよういん やつきよ い かね えん しく
	252	しやうに まんせい とくてい しゅべい 小児慢性特定疾病	しやうに とくべつ びようき こ さい くに し かね いしや 小児がんなど、いくつかの特別な病氣。子ども（18歳まで）が国や市のお金でお医者さんにみてもらうことができます。
	253	じようほうていきようとう きろく かいじ 情報提供等記録開示システム	マイナポータル（No.520）のこと
	254	しやうめいはっこう 証明発行	しやうめい しよるい かみ やくしょ だ あなたを証明する（わかるようにする）書類（紙）を役所が出すこと
	255	しよくびやうたいけん 職業体験プログラム	みじか あいだ しごと 短い間、仕事をやってみるプログラム



	No	こい 語彙	いみ 意味
	256	しよくぎょうてきじりつ 職業的自立	あなたが仕事をして、働いたお金で生活すること
	257	しよくひんえいぎようきよか 食品営業許可	役所が食べ物のお店を始めていいよ、ということです。
	258	しよくひんえいせい 食品衛生	食べ物や飲み物で病気になるようにすること
	259	しよくひんえいせいきにんしゃ 食品衛生責任者	お店の人。食べ物や飲み物で病気になるようにします。
	260	しよくひんえいせい ききにんしゃ しよう 食品衛生責任者証	食品衛生責任者の名前が書いてある書類（紙）。
	261	しよくひん 食品ロス	まだ食べることができるのに捨てているもの
	262	じよせい せんようしゃ 女性専用車	電車の一部。決まった時間に女の人だけが乗れるところ。小学生以下の子どもや障害のある人と助ける人も乗ることができます。
	263	じよせき 除籍	昔の戸籍（No.154）の情報（データ）
	264	しよくとく 所得	収入（もらったお金）から、経費（そのお金をもらうために使ったお金）を引いたものです。計算のやり方は法律で決まっています。
	265	しよくとくげい 所得税	所得があった人が払う国税
	266	しよめい いう でんし しようめいしよ 署名用電子証明書	電子証明（No. 351）のこと
	267	じりつ しえん いりよう 自立支援医療	障害を軽くしたり、なおしたりするためのお金を安くします。日本の制度（決まりごと）です。
	268	しんこく（ぜい かん しんこく） 申告（税に関する申告）	自分の家、土地、車、もらったお金などについて、税務署や区役所に教えること。これをするすると自分の税額が決まります。
	269	しんこくしよ ぜい かん しんこくしよ 申告書（税に関する申告書）	申告のための書類（紙）
	270	しんしん しようがいじ しんしん しようがいしや 心身障害児・心身障害者	からだや脳に障害がある子どもやおとな
	271	しんせい 申請	役所にお願いすること
	272	しんせいしよ 申請書	役所にお願いするために書く紙
	273	しんたいししようがいしや 身体障害者	からだに何か障害がある人
	274	しんたいししようがいしやてちよう 身体障害者手帳	身体障害者がもらう手帳（ノート）
す	275	ステーションアテンダント	地下鉄の駅で、いろいろ教えてくれる人。大きい駅にいます。



	N o	こい 語彙	いみ 意味
	276	ずりーあーる 3 R	リユース、リデュース、リサイクルのこと
せ	277	ぜいぐく 税額	ぜいきん 税金がいくらかということ
	278	せいかつえいせい 生活衛生	せいかつ た もの の もの す えいせい 生活（食べ物、飲み物、住まい）についての衛生
	279	せいかつ しゅうかんびょう 生活習慣病	まいにち せいかつ びょうき た もの さけ うんどう びょうき 毎日の生活のしかたでなってしまう病気。食べ物やお酒やたばこ、運動をしないことで病気になります。
	280	せいかつほご 生活保護	がんばっても生活するお金が足りないときに、生活するためのお金をもらいます。自分の力で生活できるまで手伝ってもらうこと。
	281	せいかつほごしゆきゅうしゃ 生活保護受給者	せいかつ ほご ひと 生活保護をもらっている人
	282	せいかつほごせたい 生活保護世帯	せいかつ ほご せたい 生活保護をもらっている世帯
	283	せいきゅうしゃ 請求者	やくしょ なに ほ おも ひと 役所に（何かをして）欲しいと思っている人
	284	ぜいきん 税金	くに けん し ひと かいしゃ はら かね 国や県や市がするサービスのために人や会社などが払うお金
	285	せいしんしょうねん 青少年	こ わか ひと 子どもや若い人
	286	せいしんしょうねんしどういん 青少年指導員	こ とも たちの ために イベント や 夜の パトロール など を する 地域の リーダー
	287	ぜいしんしょうめいしゅうこうまどぐち 税証明発行窓口	かせい しゅうめいしゅう のうせい しゅうめいしゅう 課税証明書や納税証明書をもらうところ
	288	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	びょうき さけ ちんだい せいかつ むすか ひと こころの病気や、お酒やドラッグの問題があって、生活が難しい人
	289	せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう 精神障害者保健福祉手帳	びょうき せいかつ むすか ひと ち てちょう こころの病気や、生活が難しい人が持つことができる手帳（ノート）
	290	せいしんつういんいりよう 精神通院医療	びょうき びょういん おこな ひと しほらい かみ びょういん はら かね やす こころの病気などで病院に行っている人が もらえる書類（紙）。病院で払うお金が安くなります。
	291	せいしん ほけん していいい 精神保健指定医	せいしん しょうがいしゃ み いしゃ ひと かんが き にょういん ほんにん にょういん かんけい 精神障害者を診るお医者さん。この人が考えて決めて入院させることができます。本人が入院したいかどうかは、関係ありません。
	292	せいしんほけんふくしそудん 精神保健福祉相談	おお しんばい びょうき そうだん き 大きな心配やこころの病気について相談する（聞く）ことができます。
	293	せいねん こうけん せいど 成年後見制度	ひとり だいじ き かね はら とき か こうけんにん き せいど き 一人で大事なことを決めたり、お金を払うことがむずかしくなった時、代わりにやってくれる人（後見人）を決める制度（決まりごと）です
	294	せいねんこうけんにん 成年被後見人	ひとり だいじ き かね はら ひと 一人で大事なことを決めたり、お金を払うことができない人です。 かわりにやってくれる人（後見人）が必要です。裁判所（法律でよい、悪いを決めるところ）が決めた人が後見人です。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	295	くやくしょ ぜいむか (区役所) 税務課	くやくしょ まどぐち ひと ぜいきん 区役所の窓口の一つ。税金のしごとをするところ。
	296	せたい 世帯	おな いえ いっしょ せいかつ ひと 同じ家で一緒に生活する人のグループ
	297	せたいいん 世帯員	おな いえ いっしょ せいかつ ひと おな せたい ひと 同じ家で一緒に生活する人。同じ世帯 (No.296) の人のこと
	298	せたいぬし 世帯主	せたい だいいよう えら ひと 世帯 (No.296) を代表する (みんなで選ぶ) 人
	299	せたいぬしへんこう 世帯主変更	せたい だいいよう えら ひと べつ ひと か 世帯 (No.296) を代表する (みんなで選ぶ) 人を別の人に変えること
	300	せたい へんこう とどけ 世帯変更届	せたい ひと か けっこん りこん とし やくしよ し しよるい かみ りこん けっこん 世帯 (No.296) の人を変えたことを (結婚や離婚※の時など) 役所に知らせる書類 (紙) ※離婚…結婚をやめること
	301	ぜんせん ていきけん 全線定期券	しえい なんかい の やす き 市営のバスにどこでも何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまでと決まっています。「あかいくつ」は乗れません。
そ	302	そうさい ひ 葬祭費	そうさい ひと やくしよ てつづ かね し ひと こくみん けんこう ほけん はい お葬式などをした人が役所で手続きするともらえるお金。死んだ人が国民健康保険に入っていなければなりません。
	303	そうぞく 相続	し ひと のこ かね しゃっきん ひ つ う と 死んだ人が残したもの (お金や借金など) を引き継ぐ (受け取る) こと
	304	そうぞくにん 相続人	し ひと のこ かね しゃっきん ひ つ う と ひと 死んだ人が残したもの (お金や借金など) を引き継ぐ (受け取る) 人
	305	そだい 粗大ごみ	いえ だ おお 家から出す大きいごみ。タンスなど
た	306	だいいちごうひほけんしゃ 第一号被保険者	こくみん ねんきん はい ひと 国民年金に入っている人
	307	だいいさんごうひほけんしゃ 第三号被保険者	さい さい だいいちごうひ ほけんしゃ だいにごうひ ほけんしゃ ひと 20歳から59歳までで、第一号被保険者でも第二号被保険者でもない人。
	308	だいさんしやせいきゅう こせき じゅうみんひょう 第三者請求 (戸籍・住民票)	ほか ひと こせき ぜんぶ じこう しょうめいしよ じゅうみんひょう やくしよ 他の人があなたの戸籍全部事項証明書 (No.157) や住民票 (No.234) を役所でもらうこと
	309	たいしん かいしゅう 耐震改修	たてもの つよ おお じしん たお 建物を強くすること。大きな地震があっても倒れにくします。
	310	たいしん しんだん 耐震診断	おお じしん たお たてもの つよ しら 大きな地震があったときに倒れないかどうか建物の強さを調べること
	311	だいにごうひほけんしゃ 第二号被保険者	こうせい ねんきん はい ひと 厚生年金に入っている人
	312	たいめん ろうどく しつ 対面朗読室	こへや め み み ひと かり ひと ほん こえ だ よ しりつ としやかん この部屋では、目が見えなかったり見えにくかったりする人のために、係の人が、本を声に出して読みます。市立図書館にあります。
	313	だいいけん かくにん しよるい 代理権確認書類	だいいにん やくしよ し しよるい かみ いにんじょう 代理人 (No.314) かどうか役所に知らせる書類 (紙) (委任状 (No. 17) など)
	314	だいいにん 代理人	にんい だいい にん ほうてい だいいにん 任意代理人 (No.387) か法定代理人 (No.493) のこと



	No	こい 語彙	いみ 意味
	315	たんきょり ていき けん 短距離定期券	2 kmより短い決まった場所で何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまでと決まっています。「あかいくつ」は乗れません。
ち	316	ちいき いくじ きょうしつ 地域育児教室	住んでいるところの近くで、お父さんお母さんが、子どもを育てるためのことを教えてもらったり、他のお父さんお母さんと話ができます
	317	ちいきかつどうきょえん 地域活動拠点	中学生や高校生が自由に勉強や遊びができるところ
	318	ちいき かつどう しえん 地域活動支援センター	障害のある人が、ほかの人たちと一緒に、ものをつくったり、話し合ったりできるところ。
	319	ちいき 地域ケアプラザ	おとしより、子ども、障害者やボランティア活動についていろいろな相談を受けて、必要なサービスにつなげてくれるところ。 地域包括支援センターも入っています。
	320	ちいき こそだ しえん きょてん じぎょう 地域子育て支援拠点事業	小学校に入る前の小さい子どもが遊ぶ部屋があります。子どもたちや子どもを育てている人と友だちになることができます。 子どものことを相談（聞くこと）ができます
	321	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	おとしよりが相談（聞くこと）をするところ
	322	ちいきぼうさいきょえん 地域防災拠点	地震で家に住むことができないとき、生活するところ。ずっとということはできません。
	323	ちいき りょういく 地域療育センター	障害のある子どもたちが行くことのできる場所。相談や訓練を行います。お医者さんがいます。
	324	ちかてつ にち じょうしゃけん 地下鉄 1 日乗車券	横浜市営地下鉄に一日何回でも乗れるきっぷ
	325	ちせき 地積	土地の広さ
	326	ちせき 地籍	土地の情報（誰のものか、何に使うか、広さなど）
	327	ちのうしすう 知能指数	考える力などをあらわす数（IQ）。テストで調べます。
	328	チャージ	ICカードにお金を入れること。
	329	ちゅうごくざんりゅうほうじん しえん きゅうふ せいど 中国残留邦人支援給付制度	制度（決まりごと）です。『中国残留邦人』に生活をしていくために必要なお金を渡します。
	330	ちゅうごくざんりゅうほうじんとうしえんほう 中国残留邦人等支援法	『中国残留邦人』と『樺太残留邦人』が自分の国や地域に帰ることの手伝いや日本で生活ができるように助けるための法律。
	331	ちゅうしゃづ ひょう 注射済み票	犬に注射（狂犬病予防注射）をしたことの証明。首輪につける小さな札です。犬を飼うときは注射をしなければいけません。
	332	ちやうしゅう 徴収	税金や料金を集めること



	No	こい 語彙	いみ 意味
つ	333	つうがく くいき とくにん こう 通学区域特認校	つうがく くいき かんけい い がっこう 通学区域に関係なく行くことができる学校
	334	つうしょ かいご 通所介護	おとしより（おじいさん・おばあさん）が 昼に決められたところに行き、生活に必要な世話を受けるサービス。
	335	つうち 通知カード	マイナンバー（No.521）を知らせる書類（紙）。名前、住所、生まれた日、性別（男か女）とマイナンバーが書いてあります。役所が郵便で送ります。
	336	つうち ひょうめんきざい じこう へんこう 通知カード表面記載事項変更	通知カード（No.335）に書いてあること（名前、住所、生まれた日、性別（男か女））を役所に変えてもらうこと
	337	つうち ふんしつ 通知カード紛失	通知カード（No.335）を失くすこと。すぐ役所へ知らせてください。
	338	つうち しょ 通知書	役所がする（した）ことをあなたに知らせる書類（紙）
	339	つづきから 続 柄	いっしょ す ひと かんけい れい おと つま ちち はは こ 一緒に住んでいる人の関係のこと（例：夫、妻、父、母、子など）
	340	つなみ ひなんしせつ 津波避難施設	つなみ に 津波から逃げるためのところ。
て	341	ていきん ていき じょうしゃけん 定期券（定期乗車券）	き ばしょ なんがいの やす き 決まった場所で何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまで決まっています。
	342	デイサービス	おとしよりが 昼間に過ごします。生活に必要な世話を受けるところ。
	343	ていしよく 低所得	きゅうのよう すく 給料などが、少ないこと
	344	ていりゅうじょ 停留所	バスがとまるところ。バス停。
	345	てきせい しやり こんなん ぶつ 適正処理困難物	ひ だ しようかき ごみの日に出してはいけないもの。消火器、タイヤ、バッテリー、ガソリンなど
	346	てすうりょう 手数料	てつづき 手続（あなたがやらなければいけないこと）をする時に払うお金
	347	てつづ 手続き	やくしょ 役所ですること
	348	てんきょ 転居	よこはまし ばん す く なか ひ こ す ばしょ か 【横浜市版】住んでいる区の中で引っ越し（住む場所を変えること）をすること
	349	てんきょ とどけ 転居届	よこはまし ばん す く なか ひ こ す ばしょ か やくしょ し しようい かみ 【横浜市版】住んでいる区の中で引っ越し（住む場所を変えること）したことを、役所に知らせる書類（紙）
	350	てんこう てんにゅうがく 転校（転入学）	ひ こ す ばしょ か がっこう か 引っ越し（住む場所を変えること）などで学校が変わること
	351	でんし しょうめい 電子証明	いえ つか てつづき とき しょうめい あなたが家でパソコンを使って手続（あなたがやらなければいけないこと）をする時、「あなた」であることを証明する（わかるようにする）こと じゅうき 住基カード（No.220）やマイナンバーカード（No.522）のICチップに入っています。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	352	でんししんせい 電子申請サービス	いえ つか てつづき 家でパソコンを使って手続（あなたがやらなければいけないこと）をするやり方
	353	てんしゆつ 転出	よこはまし ばん よこはまし べつ ひ こ す ばしよ か 【横浜市版】横浜市から別のところに引っ越し（住む場所を変えること）すること
	354	てんしゆつしやうめいしよ 転出証明書	てんしゆつとどけ だ しよるい かみ ひ こ す ばしよ か やくしよ だ 転出届を出すもらえる書類（紙）。引っ越し（住む場所を変えること）したところの役所に出します。
	355	てんしゆつとどけ 転出届	よこはまし ばん よこはまし べつ ひ こ す ばしよ か とき やくしよ だ かみ てんしゆつしやうめいしよ 【横浜市版】横浜市から別のところに引っ越し（住む場所を変えること）する時、役所に出す紙。転出証明書（No.354）がもらえます。
	356	てんしゆつにゆう 転出入	てんしゆつ てんにゆう 転出（No.353）と転入（No.357）のこと。
	357	てんにゆう 転入	よこはまし ばん べつ ひつこし す ばしよ か 【横浜市版】別のところから引っ越し（住む場所を変えること）てくること。
	358	てんにゆうとどけ 転入届	よこはまし ばん べつ よこはまし ひ こ す ばしよ か とき やくしよ だ しよるい かみ 【横浜市版】別のところから横浜市に引っ越し（住む場所を変えること）できた時に役所に出す書類（紙）
	359	てんぴ 天引き	きゆうよ きゆうりよう せいきん ひ 給与（給料やボーナスなど）などから税金が引かれること
と	360	どうき じこう しやうめいしよ せいねん こうけん せいど 登記事項証明書（成年後見制度）	せいねん こうけん せいど こうけんにん せいねん ひこうけんにん かんけい しやうめい しよるい かみ 成年後見制度（No.293）で「後見人（No.129）」と「成年被後見人（No.294）」との関係を証明する（わかるようにする）ための書類（紙）。 ほうむきよく しやくしよ くやくしよ やくしよ だ 法務局（市役所や区役所とはちがう役所）が出します。
	361	どうき しんせい せいねん こうけん せいど 登記申請（成年後見制度）	こうけんにん せいねんひこうけんにん かんけい ほうむきよく しやくしよ くやくしよ やくしよ どうろく し 「後見人（No.129）」と「成年被後見人（No.294）」との関係を、法務局（市役所や区役所とはちがう役所）に登録する（知らせる）こと。
	362	どうろく いん 登録印	やくしよ いんかんどうろく 役所に印鑑登録（No.25）したはんこ
	363	どうろく いんかん ぼうしつ とどけ 登録印鑑亡失届	いんかんどうろく やくしよ し しよるい かみ 印鑑登録（No.25）したはんこをなくしたことを役所に知らせる書類（紙）
	364	どくしんしやうめいしよ 独身証明書	いま けっこん しやうめい かみ じぶん くに やくしよ だ 「今は結婚していない」ことを証明する（わかるようにする）紙。自分の国の役所が出します。
	365	とくてい けんこう しんさ 特定健康診査	よこはまし き いしや ねん かい さい さい ひと からだ くあい 横浜市が決めたと医者さんが、1年に1回40歳から74歳の人の体の具合をみます。
	366	とくてい こじん じやうほう 特定個人情報	マイナンバー（No.521）が入っている個人情報
	367	とくていしつかん およ していなんびよう 特定疾患及び指定難病	いりよう きゆうふ なんびよう くに き なんびよう 医療給付をもらうことができる難病。国が決めた難病。
	368	とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ 特別永住者証明書	とくべつえいじゆうしや くに やくしよ こせき か 「特別永住者」がもつカード。区役所戸籍課（No.155）でもらえます。
	369	とくべつ しやうがいきゆうふきん 特別障害給付金	しやうがいねんきん ひと 障害年金をもらえない人がもらいます。もらえないときもあります。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	370	とくべつちようしゅう 特別徴収	かいしゃ しやいん じゅうみんぜい あつ はら ふつう ちようしゅう 会社などが社員の住民税を集めて払うこと (⇔普通徴収)
	371	としけいかくぜい 都市計画税	しがいかくいき いえ みせ あつ とち たてもの も hito し はら ぜいきん 市街化区域（家や店が集まるところ）に土地や建物を持つ人が市に払う税金
	372	とどけて 届出	ひ こ す ばいよ か こ ども う とき こんいん とき か か やくしょ し 引っ越し（住む場所を変えること）、子どもが生まれた時、婚姻（No. 166）する時など、変わったことや変えることを役所に知らせること。
な	373	なま 生ごみ	た もの のこ 食べ物などの残り、くさるごみ
	374	なんびょう 難病	げんいん わ わずか びょうき 原因が分からないため、なおすことが難しい病気
に	375	にちじようせいかつようぐ 日常生活用具	しょうがいしや せいかつ ひつよう どうぐ hito どうぐ しゅるい き 障害者がもらうことができる、生活に必要な道具。もらえる人や、道具の種類は、決まっています。
	376	にゅうがくしょうだくしょ 入学承諾書	にゅうがく わ しゅるい かみ はい がっこう 入学できることが分かる書類（紙）。これから入る学校からもらいます。
	377	にゅうがくつうち 入学通知	あたらし はい がっこう なまえ がっこう はい ひ わ かみ 新しく入る学校の名前と学校に入る日が分かる紙
	378	にゅうがく てつづき 入学手続	がっこう はい まえ てつづき 学校に入る前にする手続（あなたがやらなければいけないこと）のこと
	379	にゅうしよ 入所	ほいくえん はい （保育園などに）入ること
	380	にゅうしよせんこう 入所選考	じょうけん ひつよう あ ほいくえん はい hito えら 条件（必要であること）に合わせて（保育園などに）入ることができる人を選ぶこと
	381	にゅうしよようけん 入所要件	ほいくえん はい じょうけん ひつよう （保育園などに）入るための条件（必要であること）
	382	にゅうせきとどけ 入籍届	にほんじん どう かあ こ べつ こせき とき いっしょ こせき やくしょ し しゅるい かみ 日本人でお父さんやお母さんと子が別の戸籍（No.154）にいる時に、一緒にの戸籍にするため、役所に知らせる書類（紙）
	383	にゅうようじ けんこう しんさ 乳幼児健康診査	あか さい げつ さい げつ さい とき げんき そだ わる ぐやくしょ 赤ちゃんが0歳4か月、1歳6か月、3歳になった時に、元気に育っているか、悪いところがないかを、区役所でみてくれます。 せ たか からだ おも 背の高さ、体の重さもはかります。
	384	にゅうようじ けんしん 乳幼児健診	あか さい げつ さい げつ さい とき げんき そだ わる ぐやくしょ 赤ちゃんが0歳4か月、1歳6か月、3歳になった時に、元気に育っているか、悪いところがないかを、区役所でみてくれます。 せ たか からだ おも 背の高さ、体の重さもはかります。
	385	にゅうようじしかそうだん 乳幼児歯科相談	く やくしょ は いしや ちい こ かあ は 区役所で歯のお医者さんなどが小さい子やお母さんの歯をみてくれます。 しょうがせい こ こ う まえ う あと かあ は 小学生になるまでの子どもや子どもを生む前や生んだ後のお母さんの歯をみてくれます。
	386	にんい こうけん せいど 任意後見制度	ひとり だいじ き かね はら まえ か hito こうけんいん さき き せいど き 一人で大事なことを決めたり、お金を払うことがむずかしくなる前に、代わりにやってくれる人（後見人）を先に決めておく制度（決まりごと）です。
	387	にんい だいりにん 任意代理人	じぶん か てつづき hito じぶん き hito 自分の代わりに手続（あなたがやらなければいけないこと）をする（できる）人。自分で決めた人



	No	こい 語彙	いみ 意味
	388	にんかがいほいくしつ（しせつ） 認可外保育室（施設）	こ あず せわ ほいくしつ おお あず かね よこはまし き ほいくしつ すこ ちが 子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。保育室の大きさや預けるためのお金が横浜市が決めた保育室と少し違います。
	389	にんかがほいくえん 認可保育園	こ あず せわ ほうりつ じどうふくしほう つく 子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。法律（児童福祉法）できめて作りました。
	390	にんかがほいくじょ 認可保育所	こ あず せわ ほうりつ じどう ふくし ほう つく 子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。法律（児童福祉法）できめて作りました。
	391	にんちしやう 認知症	びようき わす せいかつ こま のうの病気です。忘れてしまう、できていたことができなくなる、など、生活に困るようになります。
	392	にんてい えん 認定こども園	しょうがっこう はい まえ こ あず せわ ようちえん ほいくえん いっしょ こ そだ そうだん き 小学校に入る前の子どもを預かります（世話をしてもらう）。幼稚園と保育園が一緒になったところです。子どもを育てることの相談（聞くこと）もできます。
	393	にんぶ けんこう しんさ 妊婦健康診査	あか ひと からだ ちょうし ぐあい おなかに赤ちゃんがいる人の体の調子（具合）をみます。
	394	にんぶ けんこう しんさ ひよう ほじょ けん 妊婦健康診査費用補助券	にんぶけんこうしんさ かね やす けん かみ 妊婦健康診査のお金が安くなる券（紙、チケット）
	395	にんぶ しか けんしん 妊婦歯科検診	よこはまし き は いしゃ こ こ う まえ かい は 横浜市が決めた歯のお医者さんで、子どもができた子どもを生む前に（1回）歯をみてもらえます。
ね	396	ねんきんじむしょ 年金事務所	にほん ねんきん きこう じむしょ 「日本年金機構」の事務所です。
	397	ねんまつ ちょうせい 年末調整	かいしゃ とし てんぴ しょうくがい かく ねんまつ いちねん お ただ かく せいきん もど た はら 会社がその年に天引きした所得税額を、年末（一年の終わり）に正しい額にすること。税金が戻ります（足りないときは払います）。
の	398	のうきげん 納期限	ぜいきん はら 税金をいつまでに払わなければいけないかということ
	399	のうぜい 納税	ぜいきん はら 税金を払うこと
	400	のうぜいぎむしや 納税義務者	ぜいきん はら ひと 税金を払う人
	401	のうぜいしや 納税者	ぜいきんを はら ひと 税金を払う人
	402	のうぜいしやうめいしよ 納税証明書	ぜいきん はら しょうめい しるい かみ 税金を払ったことを証明する（わかるようにする）書類（紙）
	403	のうぜいつうちしよ 納税通知書	ぜいがく のうきげん か しるい かみ 税額や納期限を書いた書類（紙）
	404	のうふ 納付	ぜいきん はら 税金などを払うこと
は	405	ハートフルスペース	しょうちやうがくせい がっこう い とき がっこう い いっしょ あそ べんきやう いま がっこう ちが ばしょ あそ べんきやう 小中学生が学校に行けなくなった時、学校へ行けるように、一緒に遊びや勉強をします。今の学校とは違う場所で遊びや勉強をします。
	406	ハートフルフレンド	しょうちやうがくせい がっこう い とき がっこう い いっしょ あそ べんきやう いえ あそ たの はな 小中学生が学校に行けなくなった時、学校へ行けるように、一緒に遊びや勉強をします。家で遊びや楽しくお話しをします。
	407	ハートフルルーム	しょうちやうがくせい がっこう い とき がっこう い いっしょ あそ べんきやう いま がっこう ちが ばしょ あそ べんきやう 小中学生が学校に行けなくなった時、学校へ行けるように、一緒に遊びや勉強をします。今の学校とは違う場所で遊びや勉強をします。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	408	はいき 廃棄	す 捨てること
	409	はいきぶつ 廃棄物	ごみ。いらなくなつて捨てる（捨てた）もの。
	410	はいぐうしや 配偶者	けっこん あいて 結婚している相手
	411	はいしゅつ 排出	だ 出すこと
	412	ハザードマップ	さいがい あぶ ひなん ばいしょ に か ちす 災害のときに危ないところや避難場所（逃げるところ）を書いた地図
	413	バス・地下鉄 1 日乗車券	よこはま しえい ちかてつ いちにち なんかい の 横浜市営のバスと地下鉄のきっぷ。一日に何回でも乗ることができます。
	414	バス・地下鉄連絡定期券	なんかい の やす き ちかてつ ばいしょ き しえい の 何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまで決まっています。地下鉄の場所は決まっています。市営のバスはどこでも乗れます。「あかいぐつ」は乗れません。
	415	バス営業所	じむ しょ わす もの そうだん バスの事務所。忘れ物やきっぷについて相談できます。
	416	バス回数乗車券	しえい いっかい か やす たくさん市営バスのきっぷをセットにしたもの。一回ずつ買うより安いです。
	417	バス共通定期券	き ばいしょ なんかい の やす げつ げつ あいだつか よこはま しえい ほか かししや の 決まった場所で何回でも乗れる安いきっぷ。1 か月か 3 か月の間 使うことができます。横浜市営バスと他の会社のバスに乗れます。
	418	バス特（バス利用特典サービス）	ばすも すいか つか の やす PASMOやSuicaを使ってたくさんバスに乗ると、安くなります。
	419	はっこう 発行	かみ だ 紙などを出すこと
	420	はまっ子ふれあいスクール	しょうがくせい じやうよう お がっこう なか たの あんしん あそ 小学生が授業が終わったあと、そのまま学校の中で楽しく安心して遊べるところ
	421	はんけつりん 判決離婚	さいばん き りこん けっこん 裁判で決まった離婚（結婚をやめること）。
	422	はんざい はつせい じょうほう 犯罪発生情報	す ちか お はんざい し 住んでいるところの近くで起きている犯罪のお知らせ
ひ	423	ひがい 被害	けがをしたり、大事なものをなくしたり、心が痛くなったりします。さいがい じけん げんいん 災害や事件などが原因です。
	424	ひかぜい 非課税	ぜいきん えん 税金が 0 円であること
	425	ひかぜい しょうめいしょ 非課税証明書	ぜいきん えん しょうめい かみ 税金が 0 円であることを証明する（わかるようにする）紙
	426	ひきこもり状態	なが あいだ いえ で 長い間、家から出ないこと。
	427	ひさいしや 被災者	さいがい ひがい う ひと いえ こわ ひと ひと し ひと 災害で被害を受けた人。家が壊れた人、けがをした人、死んだ人などです。



	No	言葉	意味
	428	非常停止ボタン	あぶ とき お でんしゃ 危ない時に押すと電車がとまります。
	429	備蓄	さいがい た みず ようい 災害のときのために、食べものや水などを用意すること。
	430	非定期的保育	しゅう みつか つき じかん こ あず とう かあ しごと せわ とき つか 週に3日または月120時間まで子どもを預けること。お父さんやお母さんが仕事などで世話ができない時に使うことができます。
	431	ひとり親家庭等	かあ とう こ そだ かに かあ こ そだ ひと お母さんまたはお父さんだけで子どもを育てているうち（家庭）と、お母さんだけで子どもを育てていたことがある人
	432	ひとり親家庭等医療費助成	かあ こ とう こ す ひと びょういん くすり かね えん かね おお ひと 「お母さんと子ども」や「お父さんと子ども」で住んでいる人は、病院や薬のお金が0円になります。ただし、お金が多い人はもらえません。
	433	避難	さいがい に 災害のときに逃げることです。
	434	避難勧告	よこはまし だ に し さいがい で 横浜市が出す「逃げろ！」というお知らせ。災害のときにします。
	435	避難場所	さいがい お に 災害が起きたときに逃げるところ
	436	被爆者	げんしばくだん びょうき いま くる ひと 原子爆弾で病気やけがをして、今も苦しんでいる人たちのこと
	437	被爆者支援費	ひばくしゃ やくしよ てつづ いちねん かいやくしよ かね 被爆者が役所で手続きをすると1年に1回役所からもらうことができるお金
	438	被爆者の子ども医療費	やくしよ てつづ ひばくしゃ こ き びょうき びょういん やつきよく はら かね かん き 役所で手続きをすると、被爆者の子どもが決まった病気にかかったときに、病院や薬局で払ったお金をもらうことができます。もらえるお金は決まっています。
	439	被爆者はり・きゅうマッサージ療養費	やくしよ てつづ ひばくしゃ う はら かね かん き 役所で手続きをすると、被爆者がはり・きゅう・マッサージを受けて払ったお金をもらうことができます。もらえるお金は決まっています。
	440	被扶養者	ふよう ひと 扶養してもらう人
	441	被保険者	こくみん けんこう ほけんしやう けんこう ほけんしやう やつきよく はら きんがく きんがく ほけん かえ こくみん けんこう ほけん 国民健康保険証や健康保険証を使っている人は、病院や薬局へ行行ったとき、払ったお金が、月に決まった金額をこえると、こえた金額が入っている保険から返ってきます。国民健康保険に入っている人は、返ってくるお金があるときは区役所からお知らせがあります。
	442	被保険者証	けんこうほけん はい しょうめい 健康保険に入っていることを証明する（わかるようにする）カード
	443	被保護世帯	せいかつほご せたい 生活保護をうけている世帯
	444	病後児保育	とう かあ しごと とき きゅう ようじ とき びょうき こ ほいくじよ あず せわ お父さんやお母さんなどが仕事の時や、急な用事がある時に病気がだいたいよくなった子どもを保育所に預ける（世話をしてもらう）ことができます。
	445	病児保育	びょうききゅう こ ほいくじよ あず せわ とう かあ しごと とき つか 病気中の子どもを保育所に預ける（世話をしてもらう）こと。お父さんやお母さんが仕事などの時に使うことができます。
ふ	446	副教材費（学用品費）	こ がっこう つか もんどうししゅう べんどう どうぐ か かね 子どもが学校で使う問題集や勉強の道具を買うためのお金



	N o	こい 語彙	いみ 意味
	447	ふくしりょうしょう 福祉医療証	びょういん やつぎょく み はら かね えん 病院や薬局で見せると、払うお金が0円になります。たとえば、お父さん・お母さんのどちらかがいなくて、子どもがいる家はもらうことができます。
	448	ふくし りょう けん 福祉タクシー利用券	しょうがい ひと の つか けん 障害がある人がタクシーに乗るときに使える券（チケット）。横浜市が決めた人がもらえます。手続きしなければなりません。
	449	ふくしとくべつじょうしゃけん 福祉特別乗車券	けん よこはましない ちかてつ えん の この券（チケット）で、横浜市内のバス、地下鉄、シーサイドラインに0円で乗ることができます。 よこはまし き ひと てつづき 横浜市が決めた人がもらえます。手続きしなければいけません。
	450	ふくし ほけん 福祉保健センター	せいかつ けんこう げんき 生活や健康（元気でいること）について、相談（聞くこと）ができたり、助けてもらう（力を貸してもらう）ことができます。
	451	ふくしやうぐ 福祉用具	おとしよりや障害者の生活を助けるためのもの
	452	ふし かてい 父子家庭	とう こ そだ かてい お父さんだけで子どもを育てるうち（家庭）
	453	ふしん でんわ 不審電話	あや でんわ へん でんわ 怪しい電話、変な電話
	454	ふつうちょうしゅう 普通徴収	じゅうみんぜい じぶん はら とくべつ ちょうしゅう 住民税を自分で払うこと（⇔特別徴収）
	455	ふとうこう 不登校	りゆう がっこう い ひ ねん あいだ にちいじょう いろいろな理由で、学校に行くことができない日が1年の間に30日以上あります。
	456	ふどうさんしゅとくぜい 不動産取得税	とち か いえ た はら ぜいきん 土地を買ったり 家を建てたりしたときに払う税金
	457	ふどうさん とうき しんせい 不動産登記申請	いえ か ほうむきょく おし 家を買ったことなどを法務局に教えること
	458	ふにん きよせい しゅじゅつ 不妊去勢手術	こ う しゅじゅつ ペットが子どもを産めないようにする手術
	459	ふほう とうき 不法投棄	ほうりつ まも す 法律を守らないで捨てること
	460	ふよう 扶養	せいかつ やしな ささ 生活を養うこと。支えること、サポートすることなど
	461	せいようきほうそう プラスチック製容器包装	「ブラマーク」がついているもの
	462	かんこう ろせん ぶらり観光S A N路線	よこはまえき ひがしぐち で さんけいえん い あかれんがそうこ い のげやまどうぶつえん い 横浜駅東口から出る3つのバスです。三溪園行きと赤レンガ倉庫行き、野毛山動物園行きがあります。
	463	ふ こ さぎ 振り込め詐欺	あいて い かね と さぎ かんぷきん さぎ 相手にうそを言ってお金を取ること。オレオレ詐欺や、還付金詐欺があります。
	464	ブルーライン	の えき しょうなんだい えき い よこはま し ちかてつ あお せん あざみ野駅から湘南台駅まで行く横浜市の地下鉄です。青い線です。
	465	ブレバパ	もうすぐお父さんになる人



	No	こい 語彙	いみ 意味
	466	ふんしつ 紛失	な 失くすこと
	467	ぶんしんしょうかいほうしき いんかんとうろく 文書照会方式（印鑑登録など）	うんてんめんきょしょう ざいりゅう ひと いんかんとうろく とし かた いえ てがみ やくしょ 運転免許証（No. 30）や在留カード（No.179）がない人が印鑑登録（No.25）する時のやり方のひとつ。あとで家にとどく手紙を役所にもっていきます。
	468	ぶんべつ 分別	だ わ ごみを出すときに分けること
へ	469	へんこう 変更	か 変えること
	470	へんのう 返納	やくしょ しるい かみ やくしょ かえ 役所でもらった書類（紙）やカードを役所に返すこと
ほ	471	ほいく きょういく 保育・教育コンシェルジュ	こ あず せわ そうだん き やくしょ ひと 子どもを預ける（世話をしってもらう）ところを相談（聞くこと）ができる役所の人
	472	ほいくえん 保育園	とう かあ しごと いえ こ そだ とし こ あず せわ お父さんやお母さんなどが仕事などで、家で子どもを育てることができない時、子どもを預ける（世話をしってもらう）ことができます。 0～5歳の子どもを預けることができます。
	473	ほいく 保育サービス	こ あず せわ ばしょ 子どもを預ける（世話をしってもらう）ことができる場所やサービス
	474	ほいくし 保育士	ひるま こ めんどう み せわ とし ほいく じょ こ めんどう ひと しかく ひと しかく 昼間子どもの面倒を見る（世話をすること）ができない時に、保育所などで、子どもの面倒をみる人（資格のある人）。※資格…ライセンス
	475	ほいくしせつ 保育施設	こ あず せわ ほいくじょ よこはまほいくしつ 子どもを預ける（世話をしってもらう）ことができます。保育所や横浜保育室などのことです。
	476	ほいくしつかいほう 保育室開放	おや とう かあ こ じゅう つか ほか おや こ し あ き じかん つか 親（お父さん、お母さんなど）と子どもが自由に使うことができます。他の親や子どもと知り合うことができます。決まった時間に使うことができます。
	477	ほいくじょ 保育所	とう かあ しごと いえ こ そだ とし こ あず せわ お父さんやお母さんなどが仕事などで、家で子どもを育てることができない時、子どもを預ける（世話をしってもらう）ことができます。 0～5歳の子どもを預けることができます。
	478	ほいくじょにゆうしよりゆうもうしたてしよ 保育所入所理由申立書	ほいくじょ こ あず せわ じ か こ めんどう せわ りゆう か 保育所に子どもを預ける（世話をしってもらう）時に書きます。子どもの面倒をみる（世話をすること）ができない理由を書きます。
	479	ほいくりよう 保育料	こ ほいくじょ あず せわ じ まいつき ばら かね 子どもを保育所に預ける（世話をしってもらう）時に毎月払うお金です。
	480	す きんし ポイ捨て禁止	あ かん まち す ごみ（たばこや空き缶など）を、街に捨てること
	481	ほうかご 放課後	がっこう じゅぎょう お じかん 学校の授業が終わったあとの時間
	482	ほうかご 放課後キッズクラブ	しょうがくせい じゅぎょう お がっこう なか あそ しごと おや とう かあ く じぶん いえ か 小学生が授業が終わったあと、そのまま学校の中で遊ぶことができます。仕事をしている親（お父さん、お母さんなど）がむかえに来るまで自分の家の代わりにいることもできます。



No	こい 語彙	いみ 意味
483	ほうかごどう 放課後児童クラブ	しょうがくせい じゅぎょう お しごと おや どう かあ 小学生が授業が終わったあと、仕事をしている親（お父さん、お母さんなど）がむかえに来るまで自分の家の代わりにいることができるところ。 せわ ひと あそ しゅくだい た いっしょ 世話をする人もいて、みんなで遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりして一緒にいろいろなことをします。
484	ぼうさい 防災	さいがい ふせ お 災害を防ぐ（起こらないようにする）こと。
485	ぼうさいくんれん 防災訓練	ぼうさい れんしゅう たと かし け れんしゅう 防災の練習。例えば、火事を消す練習をします。
486	ぼうさいしきざい 防災資機材	さいがい ふせ お どうぐ しょうかき 災害を防ぐ（起こらないようにする）ための道具。消火器など。
487	ぼうさいていぢく 防災備蓄庫	さいがい お どうぐ た い 災害が起きたときのために、道具や食べものなどを入れるところ。
488	ほうじんけんみんぜい 法人県民税	けんない しごと かいしゃ はら けんぜい 県内で仕事をしている会社やグループなどが払う県税
489	ほうじんしみんぜい 法人市民税	しない しごと かいしゃ はら し ぜい 市内で仕事をしている会社やグループなどが払う市税
490	じてんしゃ どう ほうち （自転車等の）放置	じてんしゃ と お 自転車やオートバイを、止めてはいけなところ※に置いて、そこからいなくなること と き みち うえ こうえん こうきょう ばいしょ 止めてはいけなところは決まっています。※道の上や公園などの公共の場所
491	ほうち じてんしゃ どう 放置自転車等	みち こうえん と お じてんしゃ 道や公園などの、停めてはいけなところに、置いたままにしてある自転車やオートバイ
492	ほうてい こうけん せいど 法定後見制度	ひとり だいじ き かね はら と き か 一人で大事なことを決めたり、お金を払うことがむずかしくなった時、代わりにやってくれる人（後見人）を決める制度（決まりごと）です。 さいばんしょ き 裁判所が決めます。
493	ほうてい だいり にん 法定代理人	こ じぶん てつづ ひと 子どもなど、自分で手続（あなたがやらなければいけないこと）できない人のかわりに手続きする（できる）人。お父さんやお母さんなど
494	ぼうはん じょうほう 防犯情報	はんざい じぶん まち し 犯罪から自分たちを守るためのお知らせ
495	ぼうはんどう 防犯灯	よ ある ひと あんぜん まち あ 夜に歩いている人の安全を守るための明かり
496	ぼうはん 防犯パトロール	す ちか あんぜん まち み まわ 住んでいるところの近くの安全を守るためにパトロールする（見て回る）こと
497	ホームドア	でんしゃ えき あいだ 電車と駅の間にあるドア。
498	ほけん 保健	げんき 元気でいることができるようにすること
499	ほけんかつどうすいしんいん 保健活動推進員	ちいき ひと げんき かつどう さんぽ たいそう けいかく よこはまし いっしょ 地域の人が元気でいるための活動をするリーダー。たとえば、散歩や体操を計画します。横浜市と一緒にやっています。
500	ほけんし 保健師	みんな けんこう げんき たす ちから か やくしょ ひと みんなが健康（元気）でいることを助ける（力を貸す）役所の人



	No	こい 語彙	いみ 意味
	501	ほけんじょ 保健所	みんなが健康（元気）でいること（力を貸す）役所
	502	ほけんしやう 保険証	健康保険に入っていることを証明する（分かるようにする）カード
	503	ほけん しんりよう 保険診療	健康保険をつかって病気やけがを治すこと。健康保険がお金の一部を払うため、病院で払うお金が安いです。
	504	ほけんりよう こくみん けんこう ほけん 保険料（国民健康保険）	国民健康保険に入っている人が払うお金
	505	ほけんりよう こくみん ねんきん 保険料（国民年金）	国民年金に入っている人が払うお金
	506	ほけんりよう めんじよ 保険料の免除	給料や年金が少ない人は申し込みをすると国民年金の保険料を払わなくてもよいときがあります。
	507	ほごしや 保護者	お父さんやお母さんなど、子どもの生活を守っている人
	508	ほし かてい 母子家庭	お母さんだけで子どもを育てるうち（家庭）
	509	ほし かふ ふくし 母子寡婦（福祉）	お母さんだけで子どもを育てるうち（家庭）と、お母さんだけで子どもを育てていたことがある人
	510	ほし けんこう てちよう 母子健康手帳	お母さんの体の調子（具合）や赤ちゃんの成長（育つこと）などを書いた手帳（ノート）です。 妊娠（赤ちゃんができること）したら、区役所の福祉保健センターに知らせると、母子健康手帳※がもらえます。 ※母子手帳ともいいます
	511	ほし せいかつ しえん しせつ 母子生活支援施設	お母さんと子どもがしばらくの間生活するところ。生活（家やお金など）に困っている人が使うことができます。
	512	ほし ふし かふ ふくし しきん 母子父子寡婦福祉資金	お母さんかお父さんだけで子どもを育てているうち（家庭）の子どもが学校へ行くためなどに借るお金。借りることができるかもしれません。
	513	ほし ほうもん 母子訪問	「赤ちゃんがいる家に、助産師や保健師が行きます。子育て（子どもを育てること）で困ったことなどの相談する（聞く）ことができます。」
	514	ほしやうにん ほうしき いんかん とうろく 保証人方式（印鑑登録）	運転免許証（No.30）や在留カード（No.179）がない人が印鑑登録（No.25）する時のやり方。すでに印鑑登録をしている人に手伝わってもらいます。 すぐに登録（知らせること）できます。
	515	ほ そうぐ 補装具	障害がある人が、体の障害がある部分をたすけたり、かわりにして使う道具です。
	516	ほにゅう そうだん 母乳相談	区役所で、母乳のことについて相談（聞くこと）ができます。
	517	ほんせき ほんせきち 本籍（本籍地）	戸籍（No.154）のあるところ
	518	ほんにん かくにん しよるい しりよう 本人確認書類（資料）	自分の名前や生まれた日、住所などを証明する（わかるようにする）もの。運転免許証や在留カードなど。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	519	ほんにん じしよ 本人自署	じぶん じぶん なまえ か 自分で自分の名前を書くこと。サイン。
ま	520	マイナポータル	インターネットのサービスです。あなたの じょうほう (データ) や役所からのお知らせ みる ことができます。マイナンバーカード(No.522)が ひつよう が必要です。
	521	マイナンバー (個人番号)	1 2 ケタの数字です。すべての人 (日本に住民票がある人) が一人ひとつ持っています。個人番号ともいいます。
	522	マイナンバーカード	マイナンバー (No.521)、顔写真付きのカード (プラスチック) です。申請した人がもらいます。 なまえ じゅうしよ う ひ せいべつ おとこ おんな か 名前、住所、生まれた日、性別 (男か女) も書いてあります。
	523	マイナンバーカード券面記載事項変更 (個人番号カード券面記載事項変更)	マイナンバーカード (No.522) に書いてあること (名前、住所、生まれた日、性別 (男か女)) を役所に 変えてもらうこと
	524	マイナンバーカード申請 (個人番号カード申請)	マイナンバーカード (No.522) がほしいと、役所に知らせること
	525	マイナンバーカード紛失 (個人番号カード紛失)	マイナンバーカード (No.522) を失くすこと。すぐに国の役所へ電話 (0120-95-0178) で知らせてください。
	526	マイナンバー法 (行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律)	マイナンバー (No.521) の使い方を決めている法律 (決まり) です。
み	527	みんやうがくじ 未就学児	しょうがっこう はい まえ こ 小学校に入る前の子ども
	528	みとめいん 認印	いんかんとうろく 印鑑登録 (No.25) していないはんこ (実印 (No.192) ではありません)
	529	みなとぶらりチケット	よこはましえい ちかてつ なんかい の お みなとみらいエリアで、横浜市営のバスや地下鉄に何回も乗ったり降りたりできるきっぷ (チケット)
	530	みぶん しょうめいしよ 身分証明書	じぶん なまえ う ひ か うんてんめんきょしょう ざいりゅう 自分の名前や生まれた日などを書いたもの。運転免許証 (No.30) や在留カード (No.179) など。本人確認書類 (資料) (No.518) と同じ。
め	531	めんじよ 免除	かね はら お金を払わなくていいこと
も	532	もうしたてしよ 申立書	いけん きぼう か しょうい かみ やくしよ さいばんしよ だ しょうい かみ い おお 意見や希望 (してほしいこと) を書いた書類 (紙) 。役所や裁判所に出す書類 (紙) のことを言うことが多いです。
	533	も さ 持ち去り	とること



	No	こい 語彙	いみ 意味
ゆ	534	ゆうそう しんせい 郵送申請	てがみ やくしょ し 手紙で、役所に知らせること
	535	ゆうそう せいきゆう 郵送請求	ゆうそう しんせい おな 郵送申請（No.534）と同じ
	536	ゆずりあいシート	おじいさんやおばあさん、体の不自由な方、お腹に赤ちゃんがいる人など、席を必要としている人のための席です。誰でも座れますが、あなたの近くに席を必要としている人がいたら、代わってください。
よ	537	よう えんご しゃ 要援護者	さいがい とし たす ひつよう ひと しやうがい ひと 災害の時に助けが必要な人（おとしよりや障害のある人など）。
	538	ようかいご 要介護	かいご ひつよう 介護が必要なこと
	539	ようかいごしゃ 要介護者	ふだん せいかつ ひと ふだんの生活にたすけがひつような人です。
	540	ようかいごにんてい 要介護認定	どれくらい かいご せいかつ せわ ひつよう どれくらい介護（生活の世話をすること）が必要か、みてもらうこと
	541	ようごろうじん 養護老人ホーム	おとしより（65歳以上）が住むところです。たとえば世話をする人がいなかったり、収入が少なくて、家で生活ができなくなった人が使います。
	542	ようしえん 要支援	ふだん せいかつ ふだんの生活にすこしたすけがいること
	543	よう しえん にんてい 要支援認定	まいにち せいかつ すこ たす ひつよう み 毎日の生活に少し助けが必要が見てもらうこと
	544	ようちえん 幼稚園	3 ～ 5 歳の子どもが行きます。小学校に入る前に簡単な教育をします。
	545	よこはまほいくしつ 横浜保育室	こ あず せわ 子どもを預ける（世話をしてもらう）ことができます。横浜市が決めました。0 ～ 2 歳の子どもを預けることができます。 さいじじょう こ あず ほいくしつ 3 歳以上の子どもを預けることができる保育室もあります。
	546	よ しん ひよう よぼう せつしゆ 予診票（予防接種）	からだ くあい びようき か かみ いしゃ よしんひよう よぼうせつしゆ 体の具合やいままでの病気について書く紙。お医者さんは、予診票をみて、予防接種をしていいかどうかをきめます。
	547	よぼう せつしゆ 予防接種	びようき ちゆうしゃ くすり 病気にかからないようにするための注射や薬
	548	よぼう せつしゆ けん 予防接種券	げんき びようき か かみ いしゃ よぼう せつしゆ けん よ しん ひよう み よぼう せつしゆ 元気かどうか、病気かどうか書く紙。お医者さんは、予防接種券（予診票）を見て、予防接種をしていいかどうかをきめます。
り	549	りこんとびけ 離婚届	けっこん ふたり けっこん やくしょ し かみ 結婚した 2 人が結婚をやめるため、役所に知らせる紙
	550	リサイクル	いらなくなったものをもう一度使えるようにする。
	551	りさいしやうめいしよ 罹災証明書	さいがい いえ こわ しやうめい かみ 災害で家が壊れたことを証明する（わかるようにする）紙



	No	こい 言葉	いみ 意味
	552	リデュース	ごく ごみになるものを少なくすること
	553	リハビリテーション	うご はたら くねん からだの動きや働きなどを訓練してよくすること
	554	リフレッシュ保育	こそだて こ そだ ちゅう どう かあ やす としき しょうがっこう はい まえ こ はいくじょ あず せわ 子育て（子どもを育てること）中のお父さんやお母さんなどが、休みたい時に、小学校に入る前の子どもを保育所に、預ける（世話をしてもらう）ことができます。
	555	リユース	す なんかい つか 捨てないで何回も使うこと
	556	療育手帳	りょういくてちよう さい ちてき しょうがい ひと も てちよう 18歳くらいまでに知的きのうの障害があらわれた人が持つことができる手帳（ノート）
	557	りようしや しょうめいしよ よう でんし しょうめいしよ 利用者証明書用電子証明書	でんし しょうめい 電子証明（No.351）のこと
	558	りょうしんきょうしつ 両親教室	とう かあ ひと きょうしつ こ う う あと おし はじめてお父さんお母さんになる人のための教室です。子どもが生まれるまでのことや生まれた後のことを教えてください。 おな あか う ひと あつ とも 同じころに赤ちゃんが生まれる人が集まるので、友だちをつくることもできます。
	559	りょけん 旅券	パスポート
ろ	560	ろうじん ふくし 老人福祉センター	よこはまし ない す さいいじよう ひと つか しせつ おんがく きょうしつ さんか ひろ へや なかま いっしよ 横浜市内に住む60歳以上の人が使うことができる施設です。音楽やスポーツの教室に参加したり、広い部屋で仲間と一緒にゆっくりできます。
	561	ろうれい きそ ねんきん 老齢基礎年金	さい ひと 65歳以上の人がもらいます。もらえないときもあります。
わ	562	わかもの 若者サポートステーション	わか ひと しごと つ そうだん き べんきよう ばいよ えん 若い人が仕事に就くことについて相談（聞くこと）や勉強ができる場所。0円です。



語訳の共通したルール

語訳は以下のルールを目安に作成しています。新規語彙の語訳を作成する時は、活用してください。

No	内容
1	日本語能力試験旧 2 級以上の漢字はルビを振ります。 日常生活でよく使用されている場合は、旧 2 級以上漢字でも、学習のために平仮名にせず、漢字で残しています。※ルビは漢字の上に付けます。難しい場合は、（ ）書きで対応します。
2	日本語能力試験旧 2 級以上の単語は（ ）書きでさらに語訳を付けます。 旧 2 級以上の単語でも、日常生活でよく使用されている単語は、学習のためにあえて置き換えず、旧 3 級以下の語彙を使って（ ）書きで語訳を付けています。
3	行政の視点ではなく読み手にとってどんなメリットがあるのかを明確にしました。 例）「交付されるカード」→「持つカード」
4	抽象的な表現はなくし、具体的な行動を示す表現で書きました。 例）「国や市の負担で医療を受ける」→「医療を受けられます。国や市がお金を払います。」
5	数値が語彙を理解する上で重要な要素であり、数年の間に数値が変更になる可能性が低い場合は、数値を記載しました。
6	補足説明は語訳に書きません。ただし例外的に以下の場合に入れる方が望ましいと考えます。 ●補足説明（事業目的を含む）をいれないと誤解が生じるとき 例）すでに存在しない制度の説明文に、補足で「〇〇 年になくなりました」と入れるとき 例）語訳中に説明しきれない例外が多い時に、「全部の〇〇ではありません」と入れる
7	年齢表現は、解釈にぶれが出ない書き方をしました。例）「17 才までの」→「17 才になるまでの」 ただし、以下の①②を満たす場合は、年齢を書かなくてもよいと考えます。 ①ぶれが出ない書き方ができない②一般常識や文脈によってある程度、年齢に想像がつく時 例）「0 歳までの赤ちゃん」→「赤ちゃん」

おわりに

いかがでしたか？ 伝わる「やさしい日本語」の文書を書けるようになりましたか。この基準は、ただ単に「やさしい日本語」で伝えるための方法を示すものではありません。「こうすれば分かりやすくなる」「こうすれば伝わりやすくなる」という広報マインドも同時に示しています。そのため、外国人住民以外に日本人（例えば、学童など）に向けた広報にも使うことができます。それはつまり、やさしい日本語を使うことは外国人、日本人を問わずみんなに開かれた情報発信であることを示しています。やさしい日本語で伝えることでより多くの人が理解できるようになるのです。

ぜひ、「やさしい日本語」以外にも、分かりやすい文書の書き方を示す基準として活用していただければと思います。



「やさしい日本語」で伝える
～分かりやすく 伝わりやすい 日本語を目指して～

2017 年 4 月 発行

作成 横浜市「やさしい日本語」検討会

協力 一橋大学国際教育センター ^{いおり いさお} 庵 功雄 教授

聖心女子大学 ^{いわた かずなり} 岩田 一成 准教授

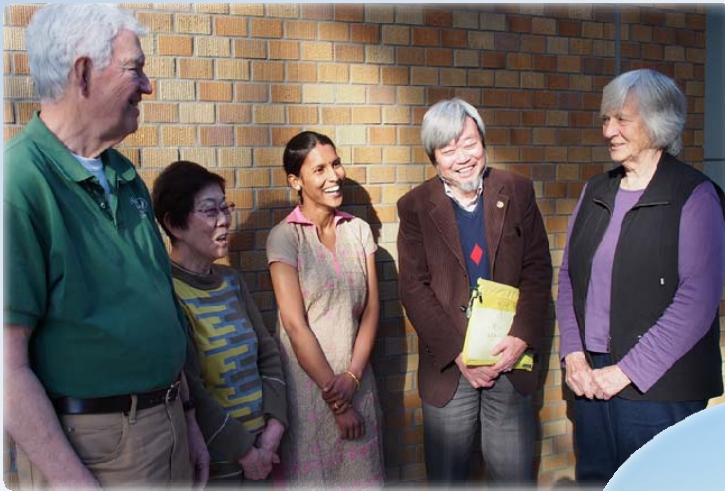
東京大学 ^{まつした たつひこ} 松下 達彦 准教授

公益財団法人 横浜市国際交流協会

事務局 横浜市 国際局政策総務課

市民局広報課

「やさしい日本語」例文集



2017 年 4 月

横浜市 国際局政策総務課

市民局広報課



例文集について

この例文集は、「やさしい日本語」で伝える」で解説しているポイントを使った例文を示しています。例文集を使うことで「やさしい日本語」の理解がより深くなると思います。

本書は、最初に原文を示しています。

次に書き換える前と書き換え前の例文を示しています。「やさしい日本語」でどのように文章の印象が変わるかを確認することができます。

最後に、例文での書き換えポイントを事例という形で一つ一つ解説していきます。

ぜひ、「やさしい日本語」で伝える」と併せて本書をご活用ください。

※ **例文の「印鑑登録について」は架空の内容です。記載してある内容は本市の印鑑登録制度とは一切関係ありませんので、注意してください。**



目次

例文集について	2
例文	4
印鑑登録申請について 書き換え前	4
印鑑登録申請について 書き換え後	6
○ 登録できる印鑑	6
× 登録できない印鑑	7
証明書の発行（申請）の方法	7
発行にかかる手数料	7
電話予約サービス	7
こんなときは区役所に聞いてください	7
ポイント解説	8
事例 1 階層を分かりやすく/付番・箇条書き/読み手が必要な情報	8
事例 2 例は3つまで/名詞句は文に/『固有名詞』/関連情報は近くに	9
事例 3 要点を整理/一文＝一義/二重否定	10
事例 4 主語は読み手目線で/法律文は削除	10
事例 5 主語は書く/リンクの設定	11
事例 6 「問い合わせる、相談する、確認する」は「聞く」/話し言葉調で	11
事例 7 重複は避ける/イラストで示す/外国人が必要な情報	12
事例 8 メリット・デメリットを/文化の違いを意識する	13
事例 9 大切な情報は目立つ工夫を	13
事例 10 カタカナ英語は使わない	14
事例 11 読み手を限定する	14
事例 12 詳細は省略/注釈を使いこなす	15
事例 13 マスコミ向け、市民向けは区別する	15

例文

印鑑登録申請について書き換え前

<区役所での取扱時間>

月曜日～金曜日 午前8:45～午後5:00 第2・第4土曜日 午前9:00～午前12:00

<申請の際の注意事項>

他都市や他機関に問合せが必要な場合につきましては、一部お取り扱いできないことがあります。

(問合せ先によって対応可能な時間帯が異なります。) また、上記以外の土曜日、日曜日、祝日、振替休日などはお休みです。

届出先・お問合せ：区役所登録担当

■ 印鑑登録できない方

次の全てに当てはまる人でない人①15歳以上②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

登録方法

印鑑登録の申請書の様式はこちらからダウンロードできます。(PDF:115KB)

印鑑は、その取り扱いを誤ると大きな損失をしてしまうことになります。事故を防ぐためにも、本人が登録する印鑑を持って、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。次のいずれかの方法で本人の確認をした上で、登録します。詳しくは区役所登録担当へお問合せください。

■ (1) 運転免許証、パスポートなどで

官公署発行で写真が貼付され、浮出プレス又は割印などがある、有効期限内の運転免許証、パスポートなどを持って、ご本人が区役所にお越しになった場合は、その場で登録できます。

■ (2) 市内で印鑑登録をしている方を保証人にして

申請書の保証人欄に、既に印鑑登録してある保証人が署名し、登録してある印鑑を押してください。この申請書と登録する印鑑を持って区役所へお越しいただければ、その場で登録できます。(市外で印鑑登録をしている方も保証人になれますが、上記に加えて発行後3か月以内の印鑑証明書も必要になります。)

■ (3) 文書照会で

申請書をご提出していただいた後、ご本人あてに照会書を郵送にてお送りさせていただきます。この照会書が到着したら、申請した印鑑を押した同封の回答書と、健康保険証など本人を確認できるものと登録する印鑑を区役所へお持ちください。

※(2)(3)の方法は代理人による申請ができますが、登録する印鑑、本人自筆の委任状、代理人の印鑑、代理人が確認できるもの(住民基本台帳カード(顔写真付)、日本国旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、在留カード等とみなされる外国人登録証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、障害者手帳、官公署又は独立行政法人及び特殊法人がその職員に対して発行した顔写真付の身分証明書(生年月日または住所が記載されたもの)、健康保険証、

国民健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証、共済組合員証、船員保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、共済年金証書、恩給証書、学生証（生年月日が記載され、写真つきのもの）、会社の身分証明書（生年月日が記載され、写真つきのもの）、生活保護受給者証 等）などがそれぞれ必要です。（※委任状見本）

(PDF:16.7KB)

※ ただし（２）の方法では、代理人が保証人を兼ねることはできません。

■登録できる印鑑は

1 辺 8mm 以上、25mm 以下の正方形の中に、印影が収まる印鑑

■登録できない印鑑は

職業、資格など氏名以外を表しているもの

ゴム印ほか、印鑑の印影の変わりやすいもの

印影が、一辺の長さ 8mm の正方形に収まるもの

印影が、一辺の長さ 25mm の正方形に収まらないもの

印影が欠けたり、すり減って印影でないもの

住所や屋号が入ったもの

その他、登録を受けようとする印鑑として市長が適当でないと認めたもの

※こうした印鑑は本市では登録できませんのでご注意ください。

※実際にご使用が可能かどうかは、ご購入いただいた店舗でご確認ください。

■印鑑登録証明書をとるには

印鑑登録証明書の申請書はこちらからダウンロードできます。（PDF：115KB）

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第 7 条に基づき、「区長は、第 6 条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証（カード）が発行します。

区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー窓口に、このカードをお持ちください。

申請書にご本人の「住所・氏名・生年月日」を記載し、印鑑登録証明書を請求してください。（郵送で請求することはできません。）

■法人の印鑑登録証明書

法人の印鑑登録に関する手続きは地方法務局でおこなってください。

■電話予約サービス

平日に電話で予約をすれば、印鑑登録証明書などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができるサービスです。サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

■広域証明発行

ヨコハマ市は他都市と連携して、広域証明発行サービスを行っています。

■こんなときは

○登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたときはすみやかに区役所登録担当に亡失届を提出してください。また、印鑑登録証を汚損または、き損したときは区役所登録担当に引替交付申請を行ってください。さらに、印鑑登録を廃止したいときは区役所登録担当に廃止申請を行ってください。なお、市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録証亡失等届出書・印鑑登録廃止申請書・登録印鑑亡失届出書はこちらからダウンロードできます。（PDF：100KB）

印鑑登録申請について書き換え後

印鑑登録とは何ですか？

区役所で印鑑の登録申請をすると登録した印鑑があなたのものであることを証明することです。日本ではサインの代わりに印鑑を押すことがあります。

印鑑は大切なものです。分からないことがあったら区役所の人に聞いてください。

登録の方法

登録できる人

①～③の全てに当てはまる人 ① 15 歳以上である②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

登録するところ

住んでいる区の区役所「登録担当」

登録できる時間

月曜～金曜 8：45～17：00 第2・4土曜 9：00～12：00

登録（申請）の時に持ってくるもの（あなたが登録（申請）するとき）

① 登録する印鑑（登録できる印鑑は下の図を見てください。）

② 次のどれかを持ってくるください。

在留カード / 運転免許証 / 住民基本台帳カード（住基カード）

※ どれも持っていない人は 区役所の人に聞いてください。

※ あなたが登録(申請)をできないとき、あなたではない人（代理人）が申請をすることができます。

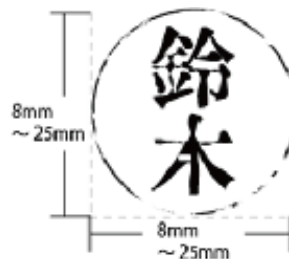
代理人は次のものを持ってくるください。

① 登録する印鑑 ② あなたが書いた『委任状』(PDF:16.7KB) ③ 代理人の印鑑

○ 登録できる印鑑

8mm～25mm の正方形に入る大きさ

登録できる印鑑の例⇒

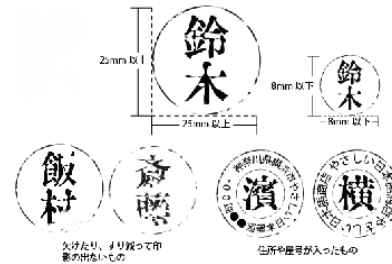


× 登録できない印鑑

登録できない印鑑は他にもあります。

区役所の人に聞いてください。

登録できない印鑑の例⇒



『印鑑登録証明書』

『印鑑登録証明書』は、家や車を買うときなどに必要な書類です。

証明書の発行（申請）の方法

申請できる人

印鑑登録をしている人（代理人でも可能）

申請するところ

住んでいる区の区役所「登録担当」、行政サービスコーナー

申請の時に持ってくるもの

申請書（区役所にあります）（PDF:115KB）、印鑑登録証（カード）

※ 印鑑登録が終わると、印鑑登録証（カード）は区役所からもらうことができます。

発行にかかる手数料

300 円（1 通）

電話予約サービス

平日に電話で予約をすると『印鑑登録証明書』などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができます。利用したい人は一度区役所に聞いてください。

こんなときは区役所に聞いてください

登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたとき、印鑑登録証を汚損やき損したとき、印鑑登録を廃止したいとき

※ 市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）をそのまま使えます。

ポイント解説

事例 1 文書の流れを明確に/付番・箇条書き/読み手が必要な情報

原文

■ 印鑑登録できない方

次の全てに当てはまる人でない人 ① 15 歳以上 ② 横浜市に住民登録している ③ 成年被後見人でない

登録方法

印鑑登録の申請書の様式はこちらからダウンロードできます。(PDF : 115KB)

■ (1) 運転免許証、パスポートなどで

官公署発行で写真が貼付され、浮出プレス又は割印などがある、有効期限内の運転免許証、パスポートなどを持って、ご本人が区役所にお越しになった場合は、その場で登録できます。

■ (2) 市内で印鑑登録をしている方を保証人にして

申請書の保証人欄に、…(中略)…印鑑証明書も必要になります。)

■ (3) 文書照会で

申請書をご提出…(中略)…を区役所へお持ちください。

書き換え例

◆ 登録の方法

- 登録できる人 ①～③の全てに当てはまる人 ① 15 歳以上である ② 横浜市に住民登録している ③ 成年被後見人でない
- 登録するところ 住んでいる区の区役所「登録担当」
 <取扱時間> 月曜日～金曜日 8:45～17:00 第2・第4土曜日 9:00～12:00
- 登録(申請)の時に持ってくるもの(あなたが登録(申請)するとき)
 - ① 登録する印鑑(登録できる印鑑は下の図を見てください。)
 - ② 次のどれかを持ってきてください ⇒ 在留カード、運転免許証、住民基本台帳カード(住基カード)

解説

- 原文中で、「印鑑登録できない方」と「(1)運転免許証…」は、「■」で階層付けがされ、同列のように扱われてます。内容的に「登録方法」と同じ階層であるため、複雑な印象を読者に与えています。階層構造を樹形図等で整理し、分かりやすくします。[12]
- 原文の「(1)運転免許証…」の本文は2つ以上の意味を含む一文です。読み手が迷子になります。付番や箇条書きが必要です。[6]
- 書き換え例では、本人確認書類の例を「在留カード」を一つ目にする事で、外国人市民に配慮しています。[23]

事例 2 例は3つまで/名詞句は文に/『固有名詞』/関連情報は近くに

原文

※（２）（３）の方法は代理人による申請ができますが、登録する印鑑、本人自筆の委任状、代理人の印鑑、代理人が確認できるもの（住民基本台帳カード（顔写真付）、日本国旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、在留カード等とみなされる外国人登録証明書、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降発行のもの）、障害者手帳、官公署又は独立行政法人及び特殊法人がその職員に対して発行した顔写真付の身分証明書（生年月日または住所が記載されたもの）、健康保険証、国民健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証、共済組合員証、船員保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、共済年金証書、恩給証書、学生証（生年月日が記載され、写真つきのもの）、会社の身分証明書（生年月日が記載され、写真つきのもの）、生活保護受給者証 等）などがそれぞれ必要です。（※委任状見本）（PDF:16.7KB）

書き換え例

※ あなたが登録の申請をできないとき、あなたではない人（代理人）が申請をすることができます。登録（申請）のときに次のものをもってきてください。

- ① 登録する印鑑
- ② あなたが書いた『委任状』（PDF:16.7KB）
- ③ 代理人の印鑑
- ④ 代理人を確認することができる証明証（健康保険証など）

解説

- 原文は、確認書類の例が多すぎます。文章が長くなるので、頻度が高いもの 3 個までに限定しましょう。
書き換え例では、健康保険証のみを例示しています。[11]
- 「本人自筆の委任状」は「あなたが書いた委任状」のように文で表現したほうが伝わりやすいです。[8]
- 委任状は固有名詞なので、『 』でくります。[24]
- 原文は、委任状の書類名とダウンロードリンクが離れています。関連情報は、書き換え例のように一つにまとめてあります。[15]

事例 3 複雑な表現は要点を整理/一文＝一義/難しい文法は使わない

原文

■ 印鑑登録できない方

次の全てに当てはまる人でない人① 15 歳以上②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

書き換え例

◆ 登録の方法

- 登録できる人 ①～③の全てに当てはまる人 ① 15 歳以上である②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

解説

- 原文は、表現が複雑です。要点は「」の 3 つです。住民登録している」「15 歳以上」「成年被後見人ではない
要点を整理し、書き換え例のようにわかりやすく書き直します。[7]
- 2 つ以上の意味を含む一文は外国人にとって読みにくいです。「一文＝一つの意味」とし、また文章はなるべく短くします。[10]
- 「印鑑登録できない方」の本文中にあることで「成年被後見人ではない」は二重否定になります。
二重否定は初級日本語学習者が学んでいない文法です。使わないようにしましょう。[22]

事例 4 読み手目線で主語を統一/優先順位の低い説明は削除

原文

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第 7 条に基づき、「区長は、第 6 条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証（カード）を発行します。

書き換え例

※ 印鑑登録が終わると、印鑑登録証（カード）は区役所からもらうことができます。

解説

- 原文の「印鑑登録をすると、…（中略）…印鑑登録証（カード）を発行します。」は、前半と後半で主語が異なります（「印鑑登録をする」のは読み手であり、「発行する」のは市役所です）。読み手目線で主語を統一します。[19]
- 原文は、法律文がそのまま引用されているため、非常に読みづらいです。法律文は、分かりやすく書き換えるか、削除します。読み手に内容が伝わるので、書き換え例では削除しています。[4]

事例 5 主語は書く/リンクの設定

原文

[区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー](#) 窓口に、このカードをお持ちください。

書き換え例

- 申請できる人 印鑑登録をしている人（代理人でも可能）
- 申請するところ 住んでいる区の[区役所](#)「登録担当」、[行政サービスコーナー](#)

解説

- 主語がない文は外国人の人には読みづらいです。読みにくくならないように「あなた」以外の主語は書いてください [18]
- リンクを設定する時はリンク先のページで漢字にルビが振ってある必要があります。漢字にルビが振っていない場合は、伝えるべきところを抜き出し、「やさしい日本語」で書きなおします。[25]

事例 6 「類義語」は平易な一語に統一/話し言葉調で

原文

詳しくは区役所登録担当へお問合せください。

※実際にご使用が可能かどうかは、ご購入いただいた店舗でご確認ください。

サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

書き換え例

- ※ どれも持っていない人は区役所の人に聞いてください。
- ※ 実際に使えるかどうか、印鑑を買ったところで聞いてください。
- 利用したい人は一度区役所に聞いてください。

解説

- 「問い合わせる、相談する、確認する」は、初級日本語学習者には難しいです（旧日本語能力試験で「問い合わせる」は 1 級、「相談する」は 3 級、「確認する」は 2 級）。これらの語彙は「聞く」と言い換えても意図は伝わるため、すべて「聞く」で統一します。[20]
- 原文の注釈は表現が丁寧すぎるため固い印象を受けます。丁寧すぎる表現は必要ないので、話し言葉調で伝えてください。[16]

事例 7 重複は避ける/イラストや表を活用する/文化の違いを意識する

原文

■登録できない印鑑は

職業、資格など氏名以外を表しているもの

ゴム印ほか、印鑑の印影の変わりやすいもの

印影が、一辺の長さ 8mm の正方形に収まるもの

印影が、一辺の長さ 25mm の正方形に収まらないもの

印影が不鮮明に写るもの、印影の文字が判読できないもの（印影が 3 分の 1 以上欠けているもの）

すでに他の人が登録しているもの

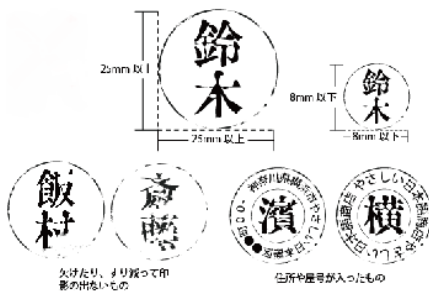
その他、登録を受けようとする印鑑として市長が適当でないと認めたもの

※こうした印鑑は本市では登録できませんのでご注意ください。

書き換え例

◇ 登録できない印鑑（例）

登録できない印鑑は他にもあります。区役所の人に聞いてください。



解説

- 原文の「登録できない印鑑は」と「こうした印鑑は本市では登録できませんのでご注意ください。」は重複しています。同じ内容を読むことは、読み手の負担になるのでどちらかを削除します。書き換え例では注釈を削除しています。[17]
- 登録できない印鑑について文字で説明していますが、文字が読めない人でも理解できるように書き換え例で、登録できない印鑑の例をイラストで紹介しています。[14]
- 紹介している例は登録できない印鑑として実際に登録にきてしまうことが多いと思われるものに限定しています。[24]

事例 8 メリット・デメリットを伝える/文化の違いを意識する

原文

印鑑は、その取り扱いを誤ると大きな損失をしてしまうことになります。事故を防ぐためにも、本人が登録する印鑑を持って、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。次のいずれかの方法で本人の確認をした上で、登録します。

書き換え例

日本では書類にサインの代わりに印鑑を押すことがあります。印鑑は大切なものです。

区役所で印鑑の登録申請をすると登録した印鑑があなたのものであることを証明することができます。

解説

- 原文は、制度の説明がないため、読み手に制度のメリット・デメリットが伝わりません。制度のメリット・デメリットはきちんと伝えてください。[9]
- 印鑑登録のように外国であまりなじみのない制度は、それが何なのかを説明する必要があります。[24]

事例 9 大切な情報は目立つ工夫を

原文

- 印鑑登録証明書をとるには

印鑑登録証明書の申請書はこちらからダウンロードできます。(PDF: 115KB)

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第7条に基づき、「区長は、第6条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証(カード)が発行します。

区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー窓口に、このカードをお持ちください。

申請書にご本人の「住所・氏名・生年月日」を記載し、印鑑登録証明書を請求してください。(郵送で請求することはできません。)

書き換え例

- 『印鑑登録証明書』

『印鑑登録証明書』は、家や車を買うときなどに必要な書類です。

- ◆ 証明書の発行(申請)の方法

- 申請できる人 印鑑登録をしている人(代理人でも可能)
- 申請するところ 住んでいる区の区役所「登録担当」、行政サービスコーナー
- 申請の時に持ってくるもの
申請書(区役所にあります)(PDF:115KB)、印鑑登録証(カード)

解説

- 原文は、「申請できる人」「申請するところ」「申請の時に持ってくるもの」という情報が散らばっているため、読者が必要な情報を読み取りにくい文章です。書き換え例ではこれらの情報を集約して枠で囲い、目立つように示しています。[5]

事例 10 カタカナ英語は使わない

原文

■ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすれば、印鑑登録証明書などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができるサービスです。サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

書き換え例

◆ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすると『印鑑登録証明書』などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができます。利用したい人は一度区役所に聞いてください。

解説

- 「サービス」というカタカナ語と英語の"Service"では意味が違います。外国人向けでも「サービス」のようなカタカナ英語は誤解を招きます。書き換え例では「サービス」という言葉を削除しても意味が通じる場合は削除しています。[21]

事例 11 メッセージを伝える相手を特定する

原文

■ 法人の印鑑登録証明書

法人の印鑑登録に関する手続は地方法務局で行ってください。

書き換え例

(削除)

解説

- 原文は法人手続の内容であり、「市民」が印鑑登録する手続の内容とは関係ありません。書き換え例のように、対象とは異なる内容は削除するのがいいでしょう。[2]

事例 12 伝えるメッセージを絞る/注釈を使いこなす

原文

■ こんなときは

○登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたときはすみやかに区役所登録担当に亡失届を提出してください。また、印鑑登録証を汚損または、き損したときは区役所登録担当に引替交付申請を行ってください。さらに、印鑑登録を廃止したいときは区役所登録担当に廃止申請を行ってください。なお、市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録証亡失等届出書・印鑑登録廃止申請書・登録印鑑亡失届出書はこちらからダウンロードできます。（PDF：100KB）

書き換え例

■ こんなときは区役所に来てください。

登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたとき、印鑑登録証を汚損やき損したとき、印鑑登録を廃止したいとき

※ 市内で引っ越しをしたとき、印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

解説

- ここで伝えたいメッセージは「こんなことがあったら、区役所で手続きをしてください。」という「要因と行動」です。「区役所登録担当に亡失届を提出してください。」などの情報は区役所に来たあとの詳しい行動内容です。ここであえて書かずに、左の書き換え例では削除しています。各申請書のダウンロードも区役所で入手できるものなので書かなくても問題ありません。[1]
- 「なお、市内で…使えます。」の一文は読者がなにか行動をする必要があるわけではなく、一番伝えたいメッセージではないので、注釈で示しています。[13]

事例 13 伝えるメッセージを絞る(マスコミ向け、市民向けは区別する)

原文

■ 広域証明発行

ヨコハマ市は他都市と連携して、広域証明発行サービスを行っています。

書き換え例

（削除）

解説

- 市役所が「広域証明発行サービスをやっています。」という PR 文です。「私たちが〇〇をやっていることを伝えたい」という趣旨はマスコミなどに伝えるべきことであり、市民に伝えることではありません。または「広域証明発行サービスによって、隣接する市の市民の方でも証明発行ができるようになりました。」というように読者目線の情報を伝えるべきです。[1]

